

2-3 東京海上グループの「ガバナンス」への取り組み

2.3.1 コーポレートガバナンス

2.3.1.1 コーポレートガバナンス方針

東京海上グループがすべての人や社会から信頼され、サステナブルに成長し続けていくためには、「事業戦略」「ガバナンス」「社会的責任」における取り組みの質を高め、グローバル保険グループとして健全で透明性の高い、レジリエントなマネジメント体制を構築していく必要があります。

そこで、東京海上グループでは、そのようなマネジメント体制の基盤となる取り組みとして、コンプライアンス・腐敗防止、情報セキュリティ・プライバシー、人権の尊重、バリューチェーンでのサステナビリティ、サステナブル投資等に取り組んでいます。

東京海上グループは、こうした取り組みを通じて、持続的な株主価値の向上をはじめとするさまざまなステークホルダーからの期待に応え、サステナブルな社会の実現に貢献することをめざしています。

■ コーポレートガバナンスの基本的な考え方

東京海上ホールディングスは「東京海上グループ経営理念」を定め、お客様、社会、社員、株主・投資家、未来世代等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めていきます。

そのためには、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、持株会社としてグループ会社を適切に統治することが重要であると認識しており、「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」を策定しています。この中で、株主の権利・平等性の確保や取締役会等の責務について定めています。

[東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針](#)

2.3.1.2 コーポレートガバナンス体制

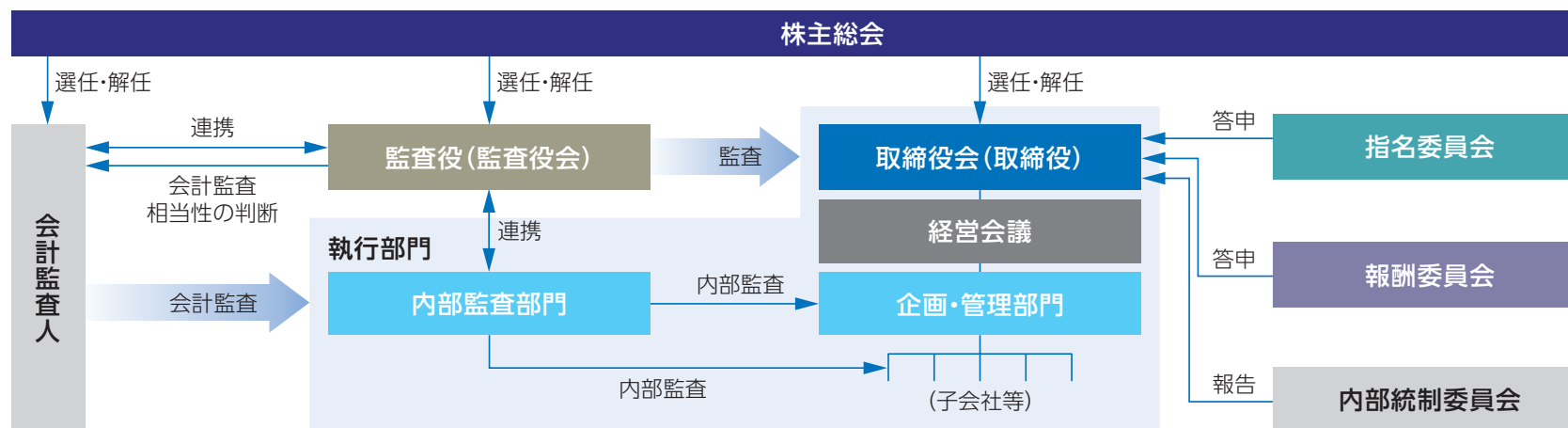
■ コーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としています。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員・指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しています。

また当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則（プライム市場向けの原則を含む）につきまして、すべて実施しております。引き続き、コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みを継続していきます。

[東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス報告書](#)

コーポレートガバナンス体制



コーポレートガバナンス強化に向けた取り組みの変遷

| | 2002年度 | 2004年度 | 2005年度 | 2011年度 | 2013年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------|--|--------|------------------------------|--|--------|---------------------------------|--------|----------|-----------------------------|----------|---------------------|----------|--------|
| 機関設計等 | 4月 監査役会設置会社として、 ミレア(現東京海上) ホールディングス設立 | | 7月 任意の指名・ 報酬委員会を 設置 | 11月 取締役会の実効性評価(取締役・監査役全員を対象としたアンケート)を開始 | | | | | | | | | |
| メンバー | 社外取締役 | | 3名 | | | | | 6月 4名 | 6月 4名 | | 6月 5名 | 6月 6名 | |
| | 社外監査役 | | 2名 | 3名(2005年度に減員あり) | | | | | | | | | |
| | 外国人 執行役員 | | | | | 6月 初の外国人執行役員就任 | | 8月 4名 | 6月 6名 | 4月 5名 | 4月 6月 6名 5名 | | |
| 方針 | 4月 ミレアグループ経営理念を 策定 | | 5月 コーポレートガバナンス方針を策定 | | | 5月 名称をコーポレートガバナンス 基本方針に変更 | | | 11月 当社社長の選任要件・解任方針等につき改訂 | | | | |
| 報酬 | | | 7月 株式報酬型ストックオプションの導入 | | | 7月 一部役員に対する業績連動報酬の割合引上げ | | | 7月 同左 | | 7月 株式交付 信託の導入 | | |

・取締役会の構成

取締役会は、グループの経営計画の決定や各種基本方針の決定等、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務を負います。

取締役は、原則として3分の1以上を社外取締役とします。また、取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。取締役会は、その実効性を確保するために、多様な分野、ジェンダー、国際性、キャリア、年齢等の視点や専門性を踏まえバランスの取れた構成とします。2022年6月末現在、取締役会は6名の社外取締役を含む14名の取締役で構成されています。

・監査役・監査役会の構成

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査します。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針および監査計画等にしがたい、質の高い監査を実施するよう努めています。

監査役は、原則として過半数を社外監査役とします。2022年6月末現在において、監査役会は社外監査役3名を含む5名の監査役で構成されています。

・指名委員会・報酬委員会の構成

当社は、当社および主なグループ会社の役員の選任および役員報酬の決定のプロセスにおける透明性の向上を図るため、社外取締役を中心とする指名委員会および報酬委員会を設置しています。指名委員会においては、社長・取締役・監査役・執行役員を選任・解任および選任要件・解任方針等について審議し、取締役会に対して答申します。報酬委員会においては、社長・取締役・執行役員の業績評価ならびに報酬体系および報酬水準、役員報酬の決定に関する方針等について審議し、取締役会に対して答申します。これらの指名委員会および報酬委員会は、原則として過半数を社外委員とするとともに、委員長は社外委員から選出しています。

・取締役・監査役の選任基準

当社および主な事業子会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者としています。また、当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者としています。

・社外役員

社外取締役が存在することにより、取締役の職務執行に対する取締役会による監督の実効性を確保しています。さまざまな分野における専門家としての見識に基づくアドバイスを受けることにより、重要な業務執行の決定を適切に行うことが可能な体制を確保しています。また、社外監査役が存在することにより、中立かつ客観的な立場からの監査体制を構築しています。監査役会による監査の実効性を高め、当社の経営の透明性・健全性を維持することが可能な体制を確保しています。社外役員の選任にあたっては、選任要件と独立性判断基準(東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針別表)を設けています。

2022年6月末現在、社外取締役を6名、社外監査役を3名選任していますが、上記基準に照らして当社からの独立性を有していると判断できることから、9名全員につき株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての届出を行っています。

・役員報酬

役員報酬の決定にあたっては、「透明性」「公正性」「客観性」を確保します。役員報酬体系は、以下の構成とします。

| 対象者 | 定額報酬 | 業績連動報酬 | 株式報酬 |
|-----------------|------|--------|------|
| 常勤取締役 執行役員 | ○ | ○ | ○ |
| 社外取締役 非常勤取締役 | ○ | — | ○ |
| 監査役 | ○ | — | — |

※ 取締役および執行役員の報酬の基準額における各報酬の構成については、原則として役位の高さに応じて業績連動報酬および株式報酬の割合を高めます。

各報酬導入の目的は、以下のとおりとします。

| 報酬の種類 | 目的 |
|--------|---|
| 業績連動報酬 | 企業価値向上に対するインセンティブを強化するため、会社目標および個人目標を設定し、その達成度に対する評価に連動した業績連動報酬を導入する。 |
| 株式報酬 | 株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たすため、当社株価に連動する株式報酬を導入する。 |

取締役および執行役員の報酬の水準は、当社業績や他社水準等を勘案し、役位別に基準額を設定の上、職責の重さを加味し、取締役会が決定します。

取締役および執行役員の報酬等のうち、定額報酬および業績連動報酬については月例で支給します。株式報酬については退任時に交付します。

取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容およびその他役員報酬に関する重要な事項は、取締役会が決定します。なお、報酬委員会諮問事項については、同委員会の答申を踏まえ、決定します。

<ESG推進に向けた役員報酬>

東京海上グループにとってサステナビリティ、ESGに対する取り組みは当社の事業目的そのものであり、事業を通じてさまざまな社会課題を解決することで、結果として当社も持続的な成長を実現できると考えています。ESGの取り組みをより一層進めていくためには、役員報酬ガバナンスの中で、取り組みの達成度をインセンティブとして報酬に反映させる等も必要ではないかとの認識のもと、報酬委員会において、ESGの取り組み成果を業績連動報酬に反映させることの是非などを、継続的に議論してまいりました。

その結果、これまで各役員個人の個人業績における目標設定などを通じて、適切なインセンティブを付与していくことで、役員報酬との連動を図る仕組みとしておりましたが、2022年度からは会社業績報酬を決定するKPIの中に「社員エンゲージメント指標」「サステナビリティ戦略に係る指標」を導入し、業績連動報酬に反映させる仕組みを構築いたしました。

今後も、サステナビリティ戦略を巡る社内論議の進展や、マーケットにおける非財務指標の評価方法の成熟・確立の動向などを踏まえ、継続的なレベルアップを図り、インセンティブ・アカウンタビリティの高位均等の実現をめざしてまいります。

■グループ一体経営を通じたガバナンスの強化

当社は、機能別チーフオフィサー制、グローバル委員会などを通じて、グローバルな専門性・知見を活用し、グループの経営課題を解決しています。また、グループCCOを中心にグループカルチャーの浸透に向けた取り組みも推進しています。なお、こうした取り組みはグループシナジーとして、足元年間約300億円の利益貢献にもつながっています。

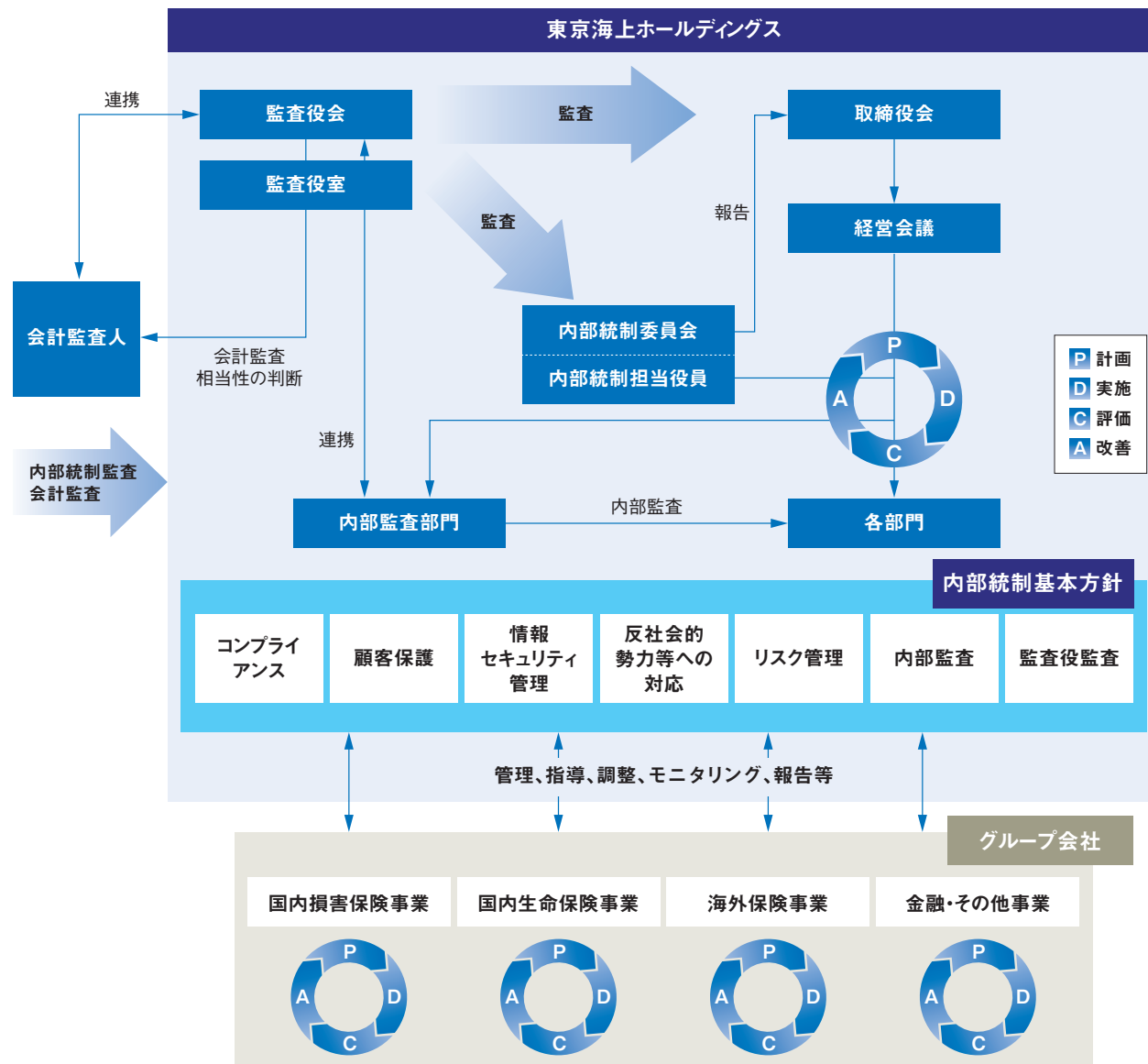
| 主な経営の重要事項 | 主なグローバル委員会等 | | | 委員長等 |
|----------------|--|--------|--------|---|
| | 国内損保事業 | 国内生保事業 | 海外保険事業 | |
| ERM | ERM Committee (年4回程度) | | | CFO (Financial) |
| M&A | International Executive Committee (年6回程度) | | | 海外総括 |
| 保険引受 | Global Retention Strategy Committee (年4回程度) | | | CRSO (Retention Strategy) |
| リザービング | International P&C Reserving Actuary Committee (年4回程度) | | | Chief International Actuary |
| 資産運用 | Investment Executive Roundtable (年12回程度) | | | CIO (Investment) |
| IT/セキュリティ/デジタル | Global Information Technology Committee (年2回程度) Digital Round Table (年2回程度) | | | CITO (Information Technology) CISO (Information Security) CDO (Digital) |
| サステナビリティ | Sustainability Committee (年4回程度) | | | CSUO (Sustainability) |
| ダイバーシティ | Diversity Council (年2回程度) | | | CDIO (Diversity & Inclusion) |
| 内部監査 | International Internal Audit Committee (年4回程度) | | | International Head of Internal Audit |

2.3.1.3 内部統制

■ 内部統制システム

当社は「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等を含むグループ全体の内部統制システムを整備しています。また、態勢整備・運用状況のモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会で審議し、取締役会において審議内容を確認しています。さらに、モニタリングの結果を踏まえて、内部統制システムの強化および改善に継続的に取り組んでいます。なお、監査役監査の実効性確保に向けて、内部監査部門は監査役と緊密な連携を保っています。

[東京海上ホールディングス 内部統制基本方針](#)



2.3.2 コンプライアンス

東京海上グループでは、「法令および社内ルールを遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行すること」をコンプライアンスと定義し、その徹底を図っています。

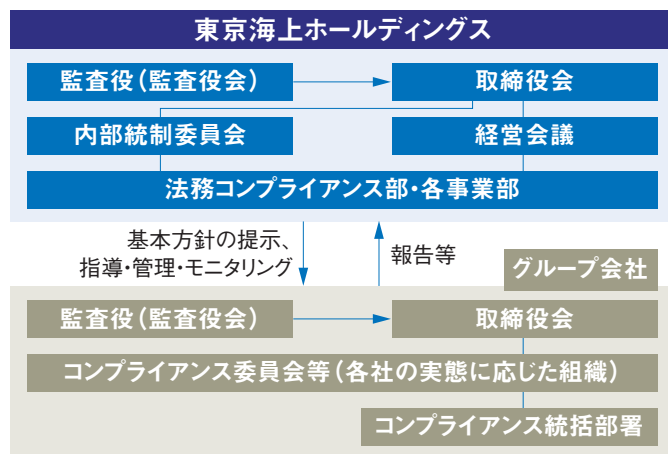
当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」および「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」を定め、これに沿ってグループ全体のコンプライアンス態勢を整備しています。また、グループ内の徹底状況を定期的にモニタリングするほか、グループ会社からコンプライアンスに関する重要事項について報告を受け、取締役会や経営会議、内部統制委員会等で審議するとともに、必要に応じてグループ会社を指導・支援するなど、グループ全体としての態勢を構築しています。

グループ会社は「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」等に基づき、主体的にコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。また、各々の事業内容に適したコンプライアンス態勢を構築するとともに、その徹底状況やコンプライアンスに関する重要事項について、当社に報告しています。

[東京海上ホールディングス コンプライアンス](#)

[東京海上グループ コンプライアンス行動規範](#)

2.3.2.1 コンプライアンス態勢



東京海上グループでは、各社内にコンプライアンスを統轄する部署を設置しています。また、グループ会社では、コンプライアンスに関する施策立案や徹底状況のチェックを行うコンプライアンス委員会等を設置するなど、組織的な取り組みができる態勢としています。

2.3.2.2 コンプライアンス・マニュアル、研修、評価・改善活動

当社が策定した「東京海上グループ コンプライアンス基準」に基づき、当社およびグループ会社は、自社のコンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員に周知しています。

東京海上グループでは、コンプライアンスに対する意識を醸成するとともに、担当業務に必要なとされるコンプライアンスに関する知識を定着させるため、役職員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施しています。

また、コンプライアンス徹底のための各種施策の効果について、グループ会社における自主的な点検や当社およびグループ会社の内部監査などによりモニタリングしています。

2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度)

コンプライアンス上の問題が懸念される事案について、職制を通じた通常の報告ルートにより報告することが適当でないケースに備えるため、社内外に各種のホットライン(内部通報窓口)を設置し、24時間365日、グループ各社の役職員からの報告・相談を受け付けています。海外のグループ会社からは、主要18言語で報告・相談を受け付けています。これらのホットラインは、グループ各社において各種媒体を通じて、周知を行っています。なお、報告・相談を理由とした、当該役職員本人や調査に協力した者に対する不利益な取扱いは決して許さないことを規程等に明記し徹底するとともに、報告・相談に関する秘密についても厳重に管理しています。

2021年度のグループにおける報告・相談受付件数は287件(対前年比112%)でした。これらの報告・相談については、適切に調査対応を行うとともに、問題の早期発見、是正・再発防止策の実施につながっています。

また、国内のグループ各社は、2022年6月1日に施行された改正公益通報者保護法を踏まえ、公益通報対応のために必要な態勢整備を行っています。

2.3.2.4 腐敗防止の取り組み

東京海上グループは、長年にわたり保険事業で培った知識と経験をいかして、社会課題の解決に取り組み、グループの企業価値を永続的に高めながら、安心・安全でサステナブルな未来づくりに貢献することで、すべての人や社会から信頼される“Good Company”となることをめざしています。腐敗防止は、“Good Company”をめざすための取り組みであり、サステナブルな未来づくりに必要不可欠です。

東京海上グループは、2004年に「東京海上グループサステナビリティ憲章」を定め、「常に高い倫理

観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します」とし、国際規範に則った公正な事業慣行の推進(腐敗防止を含む)に取り組んでいます。そして2015年に「国連グローバル・コンパクト(UNGIC)」の趣旨に賛同し、人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則に基づいた取り組みを推進しています。

贈収賄等の防止に関する具体的な取り組みとしては、「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に、公務員またはこれに準じる者への不正な接待・贈答・便宜の供与その他の利益の供与を行わない旨を示すとともに、「東京海上グループ 贈収賄等の防止に関する方針」に基づき、国内外のグループ会社において、管理態勢の整備やルールの制定等を行い、贈収賄等の防止に取り組んでいます。

2.3.2.5 反社会的勢力等への対応

東京海上グループでは、グループ会社が反社会的勢力に対して連携して統一的に対応できるよう、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」を定め、その基本的考え方および「反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則」に基づく取り組みを推進しています。

【東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(抜粋)】

< 基本的考え方 >

第4条 東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努める。

< 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則 >

① 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応する。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保する。

② 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応する。

③ 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努める。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶する。

④ 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

⑤ 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行わない。

2.3.2.6 マネー・ローンダリング等の防止

「東京海上グループ マネー・ローンダリング等の防止に関する方針」を定め、東京海上グループ全体で、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融の防止に努めています。

【東京海上グループ マネー・ローンダリング等の防止に関する方針(抜粋)】

< 基本的考え方 >

第4条 東京海上グループは、グローバルに事業を展開する企業集団として国際社会での責務を果たすべく、自らの行う業務がマネロン等に利用されないことがないよう努める。

< マネロン等の防止に係る管理態勢の整備 >

第5条 東京海上グループは、本方針に基づき、グループ全体として一貫性のあるマネロン等の防止に係る管理態勢を整備する。

2. 本方針を徹底するための組織体制は、以下の通りとする。

- (1) 東京海上HDは、東京海上グループ全体のマネロン等の防止に係る活動を統轄する部署を法務コンプライアンス部とし、同部担当の業務執行役員を同活動の統轄責任者とする。
- (2) 要態勢整備会社は、自社のマネロン等の防止に係る活動を統轄する部署を設置するとともに、同活動を統轄する役員を任命する。

3. 東京海上HDおよび要態勢整備会社は、本方針に基づき、自らの役割を遂行するために必要な、方針・規程等の策定、組織体制の整備、評価・改善等のマネロン等の防止に係る管理態勢を整備する。

2.3.2.7 適正な税務申告等への対応

東京海上グループは、経理に関する基本方針および財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備しています。

税務コンプライアンスに関しては、適正な納税は企業の社会的責任であること、国際課税の枠組強化が急速に進展していることなどを踏まえて、以下のグローバルタックスポリシーに則り、グループ全体で透明性の高い適正な税務申告に取り組んでいます。

【東京海上グループ グローバルタックスポリシー】

① 基本方針

東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていくことを経営理念として、事業活動を遂行しています。

税務においても、関係法令を遵守するとともに、事業を展開する各国の慣習・文化を尊重した、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な業務運営を基礎とし、安定的な税務業務の遂行と、各種制度の適切な利用等を通じた適正な税負担の実現をめざしています。

これらを通じて、東京海上グループの企業価値のさらなる向上に貢献します。

② 安定的な税務業務の遂行

東京海上グループは、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、OECD等が定める国際課税の基準や各国で適用される税法を遵守し、適正な税務申告等を実施するための体制を整備しています。

東京海上ホールディングスは、国内外のグループ会社と連携を図りながら、安定的な税務業務の遂行に努めています。

③ 適正な税負担の実現

東京海上グループは、事業活動に当たって税務の観点からも十分な検討を行い、各種制度の適切な利用等を通じた適正な税負担の実現に努めています。

税務の検討は常に事業活動の目的や実態に則したものとし、制度の趣旨を逸脱した法令解釈や、税負担の軽減のみを目的として無税または低税率の国・地域（いわゆるタックスヘイブン）を利用する等の税務プランニングは行いません。

④ 税務リスクへの対応

東京海上グループは、税務の観点からの十分な事前検討に加え、外部アドバイザーの活用や税務当局への事前照会を行うこと等により、税務リスクの低減に努めています。

移転価格税制については、OECD移転価格ガイドラインや各国で適用される税法に基づき、独立企業原則に従って算定された価格による適正な取引を行うとともに、移転価格に係る文書化について適切に対応しています。

⑤ 税務当局との関係

東京海上グループは、税務当局への誠実な対応と事実に基づく説明を通じて、健全な関係の維持に努めています。

■ 国・地域別の納税額(2020年度)

(単位:億円、人)

| 国 | 経常収益 | 税引前 当期純利益 | 発生税額 | 納付税額 | 従業員数 | 主要子会社 | 事業内容 |
|----------|---------|--------------|-------|-------|--------|---|----------|
| 日本 | 39,717 | 2,009 | 1,174 | 588 | 25,551 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 国内損害保険事業 |
| | | | | | | 日新火災海上保険株式会社 | 国内損害保険事業 |
| | | | | | | イーデザイン損害保険株式会社 | 国内損害保険事業 |
| | | | | | | 東京海上ミレア少額短期保険株式会社 | 国内損害保険事業 |
| | | | | | | 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 | 国内生命保険事業 |
| | | | | | | 東京海上アセットマネジメント株式会社 | 金融・一般事業 |
| 米国 | 13,051 | 1,280 | 365 | 288 | 10,101 | Tokio Marine North America, Inc. | 海外保険事業 |
| | | | | | | Philadelphia Consolidated Holding Corp. | 海外保険事業 |
| | | | | | | Delphi Financial Group, Inc. | 海外保険事業 |
| | | | | | | HCC Insurance Holdings, Inc. | 海外保険事業 |
| | | | | | | Privilege Underwriters, Inc. | 海外保険事業 |
| ブラジル | 1,369 | 161 | 160 | 63 | 2,069 | Tokio Marine Seguradora S.A | 海外保険事業 |
| 英国 | 2,786 | 178 | 25 | 58 | 773 | Tokio Marine Kiln Group Limited | 海外保険事業 |
| マレーシア | 685 | 55 | 13 | 18 | 1,336 | Tokio Marine Insurans(Malaysia) Berhad | 海外保険事業 |
| | | | | | | Tokio Marine Life Insurance Malaysia | 海外保険事業 |
| その他の国・地域 | 2,737 | 48 | 41 | 43 | 3,430 | Tokia Marine Safety Insurance (Thailand) Public Company Limited | 海外保険事業 |
| | | | | | | Tokio Marine Asia Pte. Ltd. | 海外保険事業 |
| | | | | | | Tokio Marine Life Insurance Singapore Ltd. | 海外保険事業 |
| 連結調整等 | (5,735) | (2,115) | - | - | - | | |
| 合計 | 54,611 | 1,618 | 1,781 | 1,061 | 43,260 | | |

※ 国・地域別の情報は、国別報告書の集計方法に準拠しております。

■ 安定的な税務業務遂行のための取り組み

グループ全体で安定的な税務業務を遂行するために、対面またはリモートでの集合形式で、グループ各社の税務責任者に国際課税の基準に係る留意点や主要国の税制改正に関する情報共有等を行う会議を定期的開催しています。

2.3.3 リスクベース経営(ERM)

2.3.3.1 リスクベース経営(ERM[※])のフレームワーク

当社グループでは、中期経営計画を推進していくための経営基盤として「リスクベース経営(ERM)」に取り組んでいます。具体的には、「リスク」「資本」「利益」の関係性を常に意識し、リスク対比での「資本の十分性」や「高い収益性」を実現することにより、企業価値の持続的な拡大を図っていきます。

※Enterprise Risk Management

2.3.3.2 東京海上グループのERM態勢

当社グループを取巻くリスクは、グローバルな事業展開の進展や経営環境の変化などを受けて、一層多様化・複雑化してきています。また、不透明感が強く、変化の激しい昨今の政治・経済・社会情勢においては、新たなリスクの発現を常に注視し適切に対応しなければなりません。

こうした観点から、当社ではリスク軽減・回避などを目的とした従来型のリスク管理にとどまらず、リスクを定性・定量の両面のアプローチから網羅的に把握しています。

2.3.3.3 定性的リスク管理

定性的リスク管理においては、環境変化などにより新たに現れてくる「エマージングリスク」を含めたあらゆるリスクを網羅的に把握して経営に報告する態勢としており、グループを取巻くリスクについて随時経営レベルで論議を行っています。こうして把握したリスクについて、経済的損失額や発生頻度といった要素だけでなく、業務継続性やレピュテーションの要素も加えて総合的に評価を行い、グループ全体またはグループ会社の財務の健全性、業務継続性などに極めて大きな影響を及ぼすリスクを「重要なリスク」として特定しています。特定した重要なリスクについては、後述する定量的リスク管理プロセスにより資本の十分性を検証すると共に、リスク発現前の制御策およびリスク発現後の対応策[※]を策定し、PDCA管理を行っています。

※リスク発現前の制御策としてマーケット環境や規制動向も踏まえたモニタリングやリスクの集積管理などを、リスク発現後の対応策としてマニュアル(事業継続計画を含む)整備や模擬訓練などを実施しています。

<エマージングリスクの例>

| エマージングリスク | 主な想定シナリオ |
|--------------------|---|
| 人材の獲得競争激化 | 最新のIT・AIスキルを持った人材や優秀な新卒社員の獲得競争が激化するリスク、およびコロナ禍による勤務形態の多様化等により優秀な人材が流出するとともに採用が困難になるリスク |
| 革新的新技術の制御不能リスク | 革新的新技術について、それらに対する制御が不十分なために利用企業で損害や第三者を巻き込む事故が発生・増加するリスク |
| 医療・生命工学の革新的な進化 | がん診断技術や遺伝子診断技術が革新的に進化し、それに伴って医療費が増加するリスク |
| 世界的に広がる人権保護に関するリスク | 世界的な人権意識の高まりや経済安全保障の取り組みにより、意図しないかたちでステークホルダーの人権侵害等を行ってしまい、その結果として社会的批判を受けたり、特定の国や地域において事業展開に制約を受けたりするリスク |

<2022年度の重要なリスクと主な想定シナリオ>

| 重要なリスク(2022年度) | 主な想定シナリオ |
|-------------------------|---|
| 国内外の経済危機、 金融・資本市場の混乱 | ①リーマンショック級の世界金融危機が発生し、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する ②ウクライナ情勢のさらなる悪化・長期化やその他地政学リスクの顕在化等により金融・資本市場の混乱が生じ、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する |
| 日本国債への信認毀損 | ①政府の信用力低下により日本国債が暴落し、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する |
| 巨大地震 | ①首都直下地震の発生により、多額の保険金支払が発生する。また、当社グループの事業継続に重大な影響が生じるほか、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する ②南海トラフ等の海溝型巨大地震により、多額の保険金支払が発生する。また、当社グループの事業継続に重大な影響が生じるほか、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する |
| 巨大風水災 [※] | ①日本で巨大台風や集中豪雨による大規模な風水災害が発生し、多額の保険金支払が発生する。また、当社グループの事業継続に重大な影響が生じる ②同一年度に複数の巨大ハリケーンが米国東海岸に上陸し、多額の保険金支払が発生する |
| 火山噴火 | ①富士山の大规模噴火による多量の降灰により、広範囲で交通網寸断、停電、通信障害等が発生し、首都機能が麻痺する。また、当社グループの事業継続に重大な影響が生じるほか、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する |

| 重要なリスク(2022年度) | 主な想定シナリオ |
|----------------------|--|
| パンデミック | ①新たな感染症の蔓延により多くの方が亡くなり、多額の保険金支払が発生する。また、当社グループの事業継続に重大な影響が生じるほか、当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する ②現在の新型コロナウイルスの感染の状況が数年間継続し、世界経済が低迷する。当社グループ保有資産の価値が大幅に下落する |
| 革新的新技術による 産業構造の転換 | ①コネクティッドカー、自動運転、カーシェアリング、電気自動車等の普及により、自動車保険を中心に収益が減少する ②異業種の企業が保険業界に新規参入し、個人マーケットを中心に当社グループの営業基盤を侵食することで、収益が減少する。 ③当社グループがデジタルトランスフォーメーションや with/after コロナ時代の環境変化への対応の遅れから競争優位性を失い、収益が減少する |
| サイバーリスク | ①サイバー攻撃により当社グループのシステムや販売チャネルのシステムで障害が発生し、当社グループの事業継続に重大な影響が生じる。また、レピュテーションリスクの顕在化によって企業価値を毀損する ②顧客企業においてサイバー攻撃による被害が急増し、多額の保険金支払が発生する |
| テロ・暴動 | ①当社グループの重要拠点近くで大規模なテロや暴動が発生し、当社グループの事業継続に重大な影響が生じる |
| コンダクトリスク | ①当社グループや保険業界の慣行が世間の常識と乖離して不適切な企業行動とされ、レピュテーションリスクの顕在化によって企業価値を毀損する |
| 法令・規制への抵触 | ①当社グループの取引きが国内外の法令・規制に抵触し、監督当局に対して多額の課徴金や和解金の支払いを余儀なくされる。また、レピュテーションリスクの顕在化によって企業価値を毀損する |

※気候変動の影響により、頻発・激化化する可能性がある

2.3.4 災害への対応

■災害に関する基本方針(東京海上日動)

東京海上日動は、地震、台風等の自然災害が発生した場合、被災地はもちろん被災地以外でも、保険事故の受付、保険金・満期返れい金等のお支払い、保険契約締結等、損害保険会社としての重要業務を継続する社会的使命を担っております。

このため、災害に関する事業継続計画における基本方針を次の2点と定め、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定しています。

[東京海上日動「災害に関する事業継続計画書」要約版\(PDF / 216KB\)](#)

<災害に関する事業継続計画における基本方針>

①災害発生時の社員の行動原則

災害発生時における社員の行動について、優先順位を次の通りとします。

- 生命の安全確保
- 地域社会の安全確保への協力
- 重要業務の継続(事業継続)

すなわち、「事業継続」に対する行動に先駆け、「生命の安全確保」や「地域社会の安全確保への協力」を優先的にを行うことを社員の行動原則とします。

②事業継続に対する基本方針

災害発生においては、次の3つの業務を重要業務とし、リソース(要員、資金ほか)を必要に応じて振り替え、これらの重要業務の継続を最優先します。

- 保険事故受付業務
- 保険金、満期返れい金等の支払い業務
- 保険契約締結業務

■首都圏被災時の保険金お支払いに関する態勢の構築

東京海上日動では、大規模地震や台風による大規模水害等の自然災害により首都圏が被災し、特に本店が使用できない状況となった場合には、関西地区において、家計地震保険の事故受付業務を担います。そして、関西地区を含めた全国の複数の拠点にバックアップオフィスを設置し、事故受付以降の立会を除く損害サービス対応を全店で実施いたします。

被災地である首都圏においては、本店災害対策本部内に損害サービス本部を設置するとともに、1都3県を担当する損害サービス部を中心に、立会サテライトオフィスを設置し、全国から応援社員を受け入れのうえ、立会業務を中心とした被災地でのお客様対応を担います。

上記のバックアップオフィスや立会サテライトオフィスを設置予定の場所においては、首都圏被災時に速やかな損害サービスを提供するために必要なインフラを事前に整備するなど、有事における損害サービス体制を整備しています。大規模地震発生時には、被災地である首都圏の地震以外の事故についても、事前に定めた全国の損害サービス拠点にて分担して対応を行います。また、同時に発生している感染症の状況を踏まえた態勢を速やかに構築できるような準備も進めています。

2.3.5 情報セキュリティ

当社の法務コンプライアンス部をグループ全体の情報セキュリティ統轄部署とし、グループ各社に情報セキュリティ統轄部署を設置して、実効性のある管理態勢の構築に努めています。

2.3.5.1 情報セキュリティ管理に関する方針・規程など

当社は、個人情報や機密情報など(以下「情報資産」)の重要性に鑑み、東京海上グループの業務の適切性および信頼性を確保するために、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する方針」を定め、東京海上グループ各社の業態、規模、所在地などに応じた適切な方法で情報セキュリティ管理を実施しています。2022年4月1日に施行された改正個人情報保護法についても、プライバシーポリシーの改定等をはじめ、必要な対応を実施しています。

東京海上グループ各社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する方針」に基づき、情報セキュリティ管理を統轄する部署の設置や方針・規程などの策定を行っています。また、情報漏えい・消失・不正利用などの各種情報漏えいリスクから情報資産を守り、その情報資産の機密性を確保し、必要な時に利用することができるように管理しています。なお、当社は、グループ会社に対して情報セキュリティ管理について定期的にモニタリングを実施し、必要な態勢整備や情報提供を行っています。

プライバシーポリシー <東京海上グループ プライバシーポリシー>【抜粋】

東京海上グループ(以下「当グループ」といいます。))は、お客様の信頼をあらゆる活動の原点に置き、企業価値を永続的に高めていくことを目指しています。このような理念のもと、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の法令・ガイドラインを遵守して、お客様の個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。)を適正に取り扱うことが弊社の社会的責務であると認識し、グループ全体の個人情報保護の統括責任者を置き、次のとおりグループ プライバシーポリシーを定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客様の個人情報・特定個人情報等の保護に万全をつくしてまいります。

※本プライバシーポリシーにおいて「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

- 1.当グループでは、適法かつ公正な手段によりお客様の個人情報および特定個人情報等を取ります。また、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で利用いたします。特定個人情報等について、法令で定められた範囲(社会保障、税、災害対策の3分野)内でのみ利用目的を定め、利用いたします。
- 2.当グループでは、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。特定個人情報等については、法令で定める場合を除き、第三者に提供しません。また、グループ会社および提携先企業との共同利用も行いません。
また、法令に定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。
- 3.当グループでは、お客様の個人情報および特定個人情報等の漏えい、滅失もしくはき損または不正アクセス等の防止に努め、適切な安全管理措置を実施すると共に、正確かつ最新の内容に保つとともに、不要になったときは、遅滞なく消去するように努めます。万一不正アクセス等が発生した場合には、速やかな是正措置を実施いたします。また、外部にお客様の個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4.当グループでは、お客様の保有個人データおよび特定個人情報等について、ご本人から開示・利用停止・消去・訂正等のご要請があった場合は、法令に基づき速やかに対応します。また、お客様の個人情報および特定個人情報等の取扱いに関するご意見・お問い合わせ等を承ります。
- 5.当グループでは、お客様の個人情報および特定個人情報等が適切に取り扱われるよう、業務に従事している者の監督・指導・教育を徹底します。
- 6.当グループでは、個人情報保護のための社内体制や取り組み方法につき、継続的に見直しを行い、改善に努めます。

[東京海上グループ プライバシーポリシー](#)

2.3.5.2 情報セキュリティの取り組み

● 情報セキュリティ管理態勢

情報漏えいを防止するため、情報セキュリティ管理ルールを徹底しています。特に、お客様の個人情報や機密文書の施錠管理、文書等の社外持ち出しの制限、電子情報の暗号化やパスワード設定などの物理的・技術的安全管理措置を各社で講じています。なお、東京海上日動では社内イントラネット端末のシンクライアント化^{*}を実施。個々の端末にハードディスクを持たず、サーバー側でデータを集中的に管理・運用することによりセキュリティ強化を図っています。

^{*}利用者一人ひとりのPC環境(クライアントOSやアプリケーション)をサーバーに集約して稼働させる方式

● 外部認証の取得

東京海上グループでは、情報セキュリティに関する外部認証として、「情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度(ISMS)」などの認証を取得しています。これらの成果は、個人情報保護のための取り組みが認められたものであり、今後も継続的な改善を行い、一層の管理体制強化を図っていきます。

● 情報セキュリティに関する教育および点検

情報セキュリティに関する意識向上と適切な管理を促進するため、従業員および代理店に対し、定期的な教育・点検を実施しています。

2.3.6 サイバーセキュリティ

当社グループでは、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題の一つとして認識し、経営のリーダーシップの下、グループCISOを任命し、グループ全体の管理態勢の整備を行っています。

整備にあたっては、ISO 27001やNIST SP800等のグローバルな標準フレームワークの採用や人・プロセス・技術での対策など、当社グループにおける基本的考え方、遵守基準を定め、PDCAサイクルを実行することで年々高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対応しています。なお、PDCAサイクルの一環として、脆弱性診断や侵入テストの実施と、課題への対応も行っています。

また、東京海上ホールディングスグループCSIRT^{*}の下、グループ全体を北米、欧州/中東、日本/アジアから成る3極のリージョンに分け、実効性を高めながら、日々のセキュリティ監視やサイバー演習・標的型メール訓練等社員教育などの平時対応とインシデント対応などの有事対応に取り組んでいます。

^{*}Computer Security Incident Response Teamの略称

2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ

東京海上グループでは、バリューチェーンと一体となったESG(環境・社会・ガバナンス)の取り組みを東京海上日動等を中心に実践しています。バリューチェーンのサステナビリティに対する取り組みとしては、取引先とともに社会的責任を果たすサプライチェーンマネジメント、商品・サービスのご提供先のお客様・プロジェクト・企業におけるESG促進、および投資活動におけるESG配慮を行うサステナブル投資の3つの取り組みを実施しています。

2.3.7.1 サプライチェーンマネジメント

東京海上グループでは、バリューチェーンにおいて取引先とともに社会的責任を果たし、持続的に発展していくこと、および、お客様保護と利便性を向上させ業務の健全性や適切性を確保することを目的として活動を実践しています。

■ 取引先とともに社会的責任を果たす

バリューチェーンと一体となったESG実践のために、東京海上ホールディングスは東京海上グループと取引先が社会的責任を果たし、ともに持続的な発展を遂げることをめざしています。その実現に向けて、東京海上日動は、取引活動を行ううえで遵守すべき事項を「取引における行動指針」として定め、グループ会社に展開しています。同社ではグループの調達先・業務委託先等の取引先に「取引における行動指針」を交付し、「法令等・社会規範の遵守」「公平・公正な取引の推進」「情報管理の徹底」「環境への配慮」への取り組みを要請しています。

調達先・業務委託先等に対しては、2~3年に1回程度アンケート形式で「取引における行動指針」の内容の実践に関して質問し、その結果を集計して次年度のバリューチェーンにおける行動計画に反映しています。

東京海上日動グループ「取引における行動指針」

東京海上日動グループは、以下の方針に基づき取引活動を行い、取引先(購入先、委託先)の皆様とともに持続的発展と社会的責任を果たすことをめざします。

① 法令等・社会規範の遵守

取引活動にあたっては、各国・地域の関連法令等、社会規範を遵守します。また、反社会勢力等とは、一切の関係を持つことのないよう努めるとともに、反社会勢力等からの不当要求等は拒絶します。

② 公平・公正な取引の推進

取引先の選定は、法令等・社会規範の遵守、経営状況、信頼性、環境配慮活動、製品の品質と価格、サービス、納期の確実性などを総合的に勘案し、公平・公正に行います。

③ 情報管理の徹底

取引先の皆様を通じて得た情報は適切に管理し、保護することを徹底します。

④ 環境への配慮

環境への負荷がより少ない商品の優先購入(グリーン購入)を推進し、取引先の皆様と協働して、循環型社会の構築に努めます。

⑤ 信頼関係の強化

国内外の取引先の皆様とのコミュニケーションの充実により相互理解を深め、信頼関係に基づくより良いパートナーシップの構築に努めます。

2.3.7.2 外部委託管理に関する方針

東京海上グループは、業務の一部または全部を外部へ委託する場合のお客様の保護と利便性の向上ならびに業務の健全性および適切性を確保するため、「東京海上グループ 外部委託管理に関する方針」を定めています。

また、東京海上日動では、外部委託にあたっては、同方針に基づき、「外部委託先選定基準」「情報セキュリティ管理態勢基準」に沿って委託先を選定するとともに、委託先に対する管理態勢を定めた「外部委託管理に関する規程」に基づき、毎年、外部委託先の実態調査を行い、不備がみつかった場合には、その改善に努めています。

東京海上グループでは、これからも、取引先とともにバリューチェーンと一体となった取り組みを推進していきます。

2.3.7.3 商品・サービス提供によるESG促進の調査・研究

社会が直面するESG要因が従来のリスクに及ぼす影響はますます大きくなっています。東京海上グループでは、質の高い信頼できる商品およびサービスを提供するとともに、顧客やビジネス・パートナーと協力して、社会に重大な影響を及ぼすESGリスクを理解し、これに対応することも重要な責務の一つであると考えています。この目的を実現するために、東京海上グループでは、影響力を及ぼすことのできる範囲全体でUNEP FI PSI原則に基づき、「商品・サービス提供によるESG促進」を推進してまいります。

[気候変動・自然災害リスク研究](#) >>

国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) - 持続可能な保険原則 (PSI)

<http://www.unepfi.org/>

<http://www.unepfi.org/psi/>

2.3.7.4 商品・サービス提供によるESG促進の取り組み

東京海上グループでは、社会に重大な影響を及ぼすESGリスクを理解し、各種研究や国際イニシアティブへの参画により蓄積した知識を、保険商品やサービス開発に活かし、顧客やビジネス・パートナーと協力して、これらのリスクに対応していきます。

[8つの重点領域とSDGs17の目標との関係](#) >>

■ 持続可能な消費のマネジメント体制

東京海上グループでは、気候変動、自然災害、疾病・事故に対して脆弱な面がある途上国の低所得層に向けて、マイクロ・インシュアランスや天候保険を開発しています。また、再生可能エネルギー設備の建設・導入を支援する商品・サービスの提供や、お客様がWEB 約款等を選択することで、紙使用量削減額の一部を国内外の環境保護活動に寄付する「Green Gift」プロジェクト等も実施しています。これらの取り組みの主な組織体制は、以下のとおりです。

| 取り組み内容 | 担当部門 |
|-------------------------------|--|
| マイクロ・インシュアランス・天候保険 (インド) | IFFCO-TOKIO General Insurance Co. Ltd. |
| 再生可能エネルギー設備の建設・導入を支援する商品・サービス | 東京海上日動 (営業開発部門、営業部門) |
| 「Green Gift」プロジェクト | 東京海上日動 (営業企画部門、サステナビリティ部門) |

[ESG 商品サービス一覧 \(PDF/488KB\)](#) 

■ 保険引受リスク管理におけるESG統合

東京海上日動は、2017年7月に「保険商品開発改定プロセス」を改定し、「CSV(本業を通じた社会課題の解決)」を商品開発・改定の目的の一つとして追加するとともに、環境リスクや社会リスクを商品開発改定におけるリスクを小さくするためのチェックポイントとして追加しました。

また、2018年4月には「保険引受リスク管理マニュアル」を改定し、環境や社会の要素を明示的に保険商品開発改定のチェックポイントとして追加しました。

■ 金融商品初、自動車保険でエコマーク認定を取得・継続

東京海上日動は、2010年12月、財団法人日本環境協会から、金融商品として初となる「自動車保険エコマーク^{※1}」認定を取得し、その後毎年認定を継続取得しています。認定にあたっては、「Green Gift」プロジェクトの展開、ホームページ等を通じた「エコ安全ドライブ」や「事故削減」に関する情報提供、自動車保険を修理する際のリサイクル部品の積極的な活用、ハイブリッド車・電気自動車・圧縮天然ガス車を対象とする「Eco 割引」の採用等の取り組みが評価されました。

さらに2011年には、同協会が主催する「エコマークアワード2011」^{※2}で「銀賞」を受賞しました。金融業界で企業として「エコマークアワード」を受賞したのは、同社が初めてです。受賞にあたっては、「エコマーク」普及ポスターの作成、パンフレット・自動車保険の更新案内等への積極的な「エコマーク」の表示等のエコマーク自動車保険の普及・認知度向上の取り組み、「GreenGift」プロジェクトを通じたお客様が環境負荷削減に参加できるエコマーク自動車保険の提供、2009年度・2010年度の国内事業活動におけるカーボン・ニュートラルの実現が評価されました。

東京海上日動は、ライフサイクルを通じて環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認められ、エコマーク認定取得済の自動車保険を今後も提供していきます。

※1 商品・サービスのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル

※2 「エコマーク」事業の目的である「消費者の環境を意識した商品選択、企業の環境改善努力による、持続可能な社会の形成」に向けて積極的に活動している企業・団体等を表彰する、2010年に創設された「エコマーク」で初めての表彰制度



2.3.7.5 サステナブル投資の調査・研究

東京海上グループは、投資活動においても、気候変動をはじめとした環境や社会、ガバナンスへの配慮を行い、持続可能な社会作りに貢献することが基本的な役割の一つであると考えています。

投資を通じて長期的に安定した利益を確保するためには、社会の持続可能な成長が不可欠です。環境・社会・ガバナンス等のさまざまな課題の解決に向けて、UNEP FI PSI、PRI、21世紀金融行動原則、日本サステナブル投資フォーラム等、国内外のイニシアティブの調査・研究に参加し、その成果を活かしてサステナブル投資の実践に取り組んでいます。

東京海上グループではグループ全体でサステナブル投資に取り組んでおり、グループ内の投資活動で大きな比率を占める東京海上日動、東京海上アセットマネジメントの2社は、国連が支援する責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment)に署名しています。

国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI) - 持続可能な保険原則(PSI)

<http://www.unepfi.org/>

<http://www.unepfi.org/psi/>

国連責任投資原則(PRI)

<http://www.unpri.org/>

21世紀金融行動原則

<https://www.pfa21.jp/>

日本サステナブル投資フォーラム

<http://www.jsif.jp.net/>

2.3.7.6 サステナブル投資の運用方針・体制

東京海上グループは、東京海上アセットマネジメントや東京海上日動を中心に、サステナブル投資の方針を掲げ、投資先企業の持続的成長をめざし、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」や議決権の行使、議決権行使結果の公表等の取り組みを行っています。

■運用方針

東京海上日動、東京海上アセットマネジメントの運用方針は次のとおりです。

<東京海上日動「東京海上日動の現状 2022」資産運用方針(抜粋)>

東京海上日動は、安全性、収益性および保険金等の支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。そのため、資産・負債総合管理(ALM:Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保及び効率的な流動性管理をめざした取り組みを行っています。

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/pdf/TMNF_2022_d.pdf (PDF / 5.1MB)

また、企業としての社会的責任を果たしていくために、環境・社会・ガバナンス(ESG)等の非財務的要素も適切に考慮した「ESG投融資方針」を下記URLにて開示しています。

<東京海上日動ホームページ「ESG投融資方針」(抜粋)>

当社は、100年後もお客様や地域社会の“いざ”を支える会社“Good Company”をめざしています。その実現のために、損害保険会社としての社会的責任を踏まえ、社会・公共性への配慮を資産運用プロセスに組み込み、安心・安全でサステナブルな未来づくりに貢献します。

具体的には、国連が支援する責任投資原則(PRI)署名機関として、財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮したESG投融資を推進し、中長期的なパフォーマンスの向上と社会課題の解決をめざします。

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/about/policy/stewardship.html>

<東京海上アセットマネジメント>

東京海上アセットマネジメントは、資産運用を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することを経営理念の一つとしています。快適な社会生活と経済の発展に貢献するため、投資先企業の財務要素のみならず、環境・社会・ガバナンス(ESG)等の非財務要素も適切に考慮した責任ある投資を、受託者責任に即して行います。また、投資先に対して能動的な働きかけを行うことで投資先の中長期的成長を促し、お客様にとっての中長期的な投資リターンを向上することをめざします。

東京海上アセットマネジメントは、財務要素と非財務要素を統合的に捉えて体系的に評価するESGイ

ンテグレーションを投資判断プロセスに組み込んでいます。これは、ESGインテグレーションが、より精度の高い投資先評価ならびに投資判断につながるとの認識に基づいており、すべてのアセットクラスに共通するものと考えています。

環境・社会・ガバナンス等は、お客様にとっての中長期的な投資リターンを支えるうえで基盤をなす要素であり、すべてのアセットクラスにおいてガバナンスに重点を置くとともに、環境・社会等についても適切に考慮していく方針です。

[責任投資の取り組み](#)

■ 運用体制

東京海上日動、東京海上アセットマネジメントの運用体制は次のとおりです。

< 東京海上日動 >

東京海上日動では、財務企画部においてESG投資企画を行い、取引を執行するコーポレート運用部・投資運用部と協働してサステナブル投融資の取り組みを推進しています。また、PRIの年次アセスメントを通して社外機関からの評価を受けることにより、ESG投融資に係る取り組み・プロセスの課題を認識し、継続的な改善をめざして取り組みます。

< 東京海上アセットマネジメント >

東京海上アセットマネジメントでは、各資産の運用担当者等で構成する責任投資委員会(委員長:運用本部長)を設置し、同委員会が責任投資に関する方針の策定やプロセスの整備等を行っています。また、議決権行使に関する基本方針やガイドラインの策定等も同委員会が担当しています。今後も機関投資家が果たすべき責任投資への理解を深め、環境・社会・ガバナンス(ESG)等の課題を総合的に考慮した投資を通じて、機関投資家としての責任を果たして参ります。

■ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》

金融庁に設置された有識者検討会により、2014年2月に「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」が公表され、その後、2017年5月、2020年3月に改訂が行われました。

本コードにおいて「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」(最終受益者を含む)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する、とされています。

東京海上日動は2014年5月、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、その受け入れを表明しました。以降、同コードの改訂に合わせて、当社の「日本版スチュワードシップ・コードに関する方針等」を適時見直しています。

[東京海上日動「日本版スチュワードシップ・コードに関する方針等」](#)

東京海上アセットマネジメントは、2014年5月に「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、その受け入れを表明しました。以降、同コードの改訂に合わせて、当社の「TMAMスチュワードシップ・ステートメント」を適時見直しています。

[東京海上アセットマネジメント「スチュワードシップ・ステートメント」](#)

2.3.7.7 サステナブル投資の取り組み事例

東京海上グループは、ステークホルダーの皆様とともに、ESG投融資に関わる取り組み、ESG投資商品の開発・提供を通じて、安心・安全でサステナブルな未来づくりに貢献しています。

■ 機関投資家としてのサステナブル投資の取り組み

サステナブルな社会を実現するため、機関投資家として、ESGをテーマとするグリーン債やサステナビリティ債等への投資を推進しており、これらのテーマ型投資の2022年3月末残高は東京海上日動、あんしん生命、日新火災合計で約650億円となります。また、東京海上日動では2022年8月に初めてグリーンローンの実行を行いました。加えて、2022年度からは、東京海上日動にて、再生エネルギーファンド等、社会的なリターンが計測可能なファンドへのインパクト投資を開始しています。

■ 気候変動対応に積極的に取り組む企業を投資対象としたファンドの提供

東京海上アセットマネジメントでは、世界的な課題である気候変動対応を促進するため、温室効果ガスの排出を抑制する事業や気候変動の影響による被害を回避・軽減する事業を積極的に行う企業へ投資する投資信託商品「東京海上・気候変動対応株式ファンド(為替ヘッジなし)/(為替ヘッジあり)(愛称:グリーンフューチャー)」を2021年10月から提供しています。

また、機関投資家向け商品としては、2006年1月より東京海上グループの総合的リスクマネジメントのノウハウを活かし、独自の「ESGR分析・評価(環境・社会・ガバナンス・リスクマネジメント)」に基づき、長期的に安定した付加価値獲得をめざす「東京海上・日本株式ESGRファンド」を提供しています。

同社では今後も、運用プロセスにESG課題の視点を取り入れながら、長期的な投資成果の向上に努めつつ、機関投資家としての社会的責任を果たしていきます。

■再生可能エネルギーファンドの提供

東京海上アセットマネジメントでは、我が国のインフラを対象とした投資商品として、2012年より企業年金をはじめとした機関投資家向けに太陽光発電設備を投資対象とした「TM ニッポンソーラーエネルギーファンド」を、また、2017年からは太陽光に加え風力、バイオマス、水力、地熱等の再生可能エネルギー発電設備も投資対象とした「TM ニッポン再生可能エネルギーファンド」を運用しております。これらのファンドは、我が国の再生可能エネルギー発電事業に分散投資し、発電電力の売却収入を投資収益とする運用商品です。

我が国ではカーボンニュートラルの実現に向けさまざまな取り組みが進められておりますが、その中でも再生可能エネルギーの活用は重要なキーワードのひとつとして位置づけられております。

同社では今後もカーボンニュートラルの実現に貢献する投資商品として「社会的意義のある投資機会」を提供し、運用会社としての社会的な役割・責任を果たしてまいります。

■対話型の日本株ファンドの提供

2014年2月に「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》が公表され、責任投資の観点から、機関投資家と企業との対話（エンゲージメント）の重要性がますます強まっています。東京海上アセットマネジメント（TMAM）では、これに先駆け2012年3月にガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン株式会社[※]とともに、対話型ファンドの運用を開始しています。

同ファンドでは、強い中核事業を有する中小型株式を中心に投資を行いますが、日本の企業風土を十分理解したうえで、投資先企業との対話（エンゲージメント）を進めることで、投資家と企業との相互理解を深め、長期的な企業価値向上に取り組んでいます。

※ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン株式会社

本社をロンドンに置く独立系運用会社であるGO Investment Partners(GO)の本邦現地法人として業務開始。GOは対話型ファンド運用における先駆けであり、投資先企業との友好的な対話（エンゲージメント）を通じて、長期的な企業価値向上に取り組む投資戦略に特徴があります。

[東京海上アセットマネジメント](#)

■日本初の「がん治療」に特化したファンドの提供

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献する取り組みとして、「がん治療」という社会的課題の解決に多大な貢献(インパクト)を及ぼす可能性が高い企業に投資をする「東京海上・がんとたたかう投信(為替ヘッジなし)／(為替ヘッジあり)」を2019年7月から提供しています。

2.3.7.8 議決権行使および行使結果の開示

東京海上グループでは、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に基づき、東京海上日動と東京海上アセットマネジメントが、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持ち、議決権行使結果も含めたスチュワードシップ活動の内容を開示しています。

< 東京海上日動 >

[スチュワードシップ活動の概況 \(PDF / 188KB\)](#)

< 東京海上アセットマネジメント >

[スチュワードシップ活動の取り組み状況と自己評価 \(2022年8月\) \(PDF / 891KB\)](#)

[国内株式の議決権行使結果の個別開示](#)

2.3.8 環境・社会リスクへの対応

東京海上グループは、「安心と安全をお届けすることにより、お客様や地域社会の“いざ”をお守りすること」を事業の目的としており、事業を通じて社会のお役に立ち続けることで、100年後もお客様や社会から必要とされる Good Company をめざしています。

これまで私たちは、長年にわたり保険事業で培った知識と経験を活かして、安心と安全の提供を通じて社会の発展に貢献できるように努めてきました。これからも社会課題の解決に取り組み、安心・安全でサステナブルな未来づくりに貢献することで、グループの企業価値を永続的に高めながら、当社を取り巻く全てのステークホルダー、更には幅広く社会全体のお役に立つ価値を創りだしていきます。

東京海上グループは、環境・社会に対して負の影響を与えるリスクに留意し、取引先の環境・社会への配慮状況等を踏まえて取引(保険引受・投融資)を行います。また、事業活動の結果として生じる環境・社会に対する負の影響の低減を、対応すべき経営上の重要課題と位置づけ、国際的な行動原則やガイドラインも参考にしながら適切に対応します。

■ 特定・評価する環境・社会リスク

東京海上グループは、環境基本方針・人権基本方針に基づき、環境・社会に対して負の影響を与えるリスクの適切な把握・管理に努めます。例えば、森林伐採は環境に負の影響を及ぼすリスクがあるだけでなく、人権侵害のリスクも内包するなど、その影響はさまざまです。これらを適切に把握し管理するため、リスクの性質、重大性、ステークホルダーからの要請等を踏まえて、環境・社会リスクを特定し、当該リスクが発生する可能性の高いセクターを特定します。

■ 特定セクターに対する方針

1. 非人道兵器 ・生物兵器 ・化学兵器 ・クラスター弾 ・対人地雷

非人道兵器セクターは、人道上の懸念が大きいことを踏まえ、非人道兵器の製造に対する取引(保険引受・投融資)を実行しません。

2. 石炭火力発電所

石炭火力発電は、他の発電方式と比較して、温室効果ガスの排出量が多く、さらに硫黄酸化物や窒素酸化物などの有害物質を発生させます。

気候変動や大気汚染などの環境負荷のリスクが高いことを踏まえ、新設・既設に関わらず、石炭火力発電所^{※1}に対する新たな取引(保険引受・投融資)を実行しません。

3. 炭鉱開発

石炭火力発電所と同様に、発電事業のための炭鉱開発は、将来の火力発電所等での燃焼を通じた温室効果ガス排出量増加をもたらす可能性があります。また、労働者の労働安全衛生へのリスクや有害廃棄物による地域の生物多様性への影響も認識しています。

気候変動、生態系、人権等への負の影響を踏まえ、新設・既設に関わらず、炭鉱開発^{※1}に対する新たな取引(保険引受・投融資)を実行しません。

4. オイルサンド

オイルサンドの採掘には、より多くのエネルギーと水資源を必要とする採掘・精製工程により、在来型の石油・ガスの採掘方法と比較して多量の温室効果ガスを排出する可能性があることを認識しています。また、先住民の権利を侵害するリスク、野生生物や生態系への悪影響も認識しています。

気候変動、生態系、人権等への負の影響を踏まえ、オイルサンドの採掘事業に対する新たな取引(保険引受・投融資)を実行しません。

5. 北極圏における 石油・ガス

北極圏(北極野生生物国家保護区(ANWR, Arctic National Wildlife Refuge)を含む、北緯66度33分以北の地域)における石油・ガスの採掘事業は、希少生物や海洋生物等の生息地や生態系を変化させる大きなリスクを伴います。また、先住民の生活や文化に悪影響を及ぼすことも認識しています。

生態系や生物多様性の観点、先住民の権利に与える負の影響を踏まえ、北極圏における石油・ガスの採掘事業^{※2}に対する新たな取引(保険引受・投融資)は実行しません。

なお、東京海上グループの気候変動リスクに関する取引方針(保険引受・投融資)については、「[気候変動に対する当社の基本的な考え方](#)」をご参照ください。

※1 パリ協定の合意事項達成に向け、CCS/CCUS(二酸化炭素回収・貯留/二酸化炭素回収・有効利用・貯留)や混焼などの革新的な技術・手法を取り入れて進められる案件については、慎重に検討の上、対応を行う場合があります。

※2 パリ協定に沿った脱炭素計画を有する事業/企業は除きます。

3 サステナビリティライブラリー

本レポートの編集方針等をご紹介します。

▶▶ 3.1 グループサステナビリティ報告の全体像…………… 176

東京海上グループのサステナビリティ報告の全体像やサステナビリティコミュニケーションツールについてご覧いただけます。

▶▶ 3.2 サステナビリティデータ集…………… 177

東京海上グループのサステナビリティへの取り組みにおける主な定量データをご覧いただけます。

▶▶ 3.3 第三者保証…………… 186

サステナビリティレポートは、情報開示の信頼性確保・透明性向上の観点から第三者保証を取得しています。

▶▶ 3.4 GRIスタンダード対照表…………… 187

東京海上グループのサステナビリティへの取り組みのうち、重要度やトピックス性の高いものを中心に掲載しています。

▶▶ 3.5 ISO26000に関する認識…………… 195

ISO26000をもとに改めて東京海上グループのサステナビリティについて見直しを行い、さらなる改善に役立っています。

▶▶ 3.6 サステナビリティレポート編集方針…………… 197

「ステークホルダーの皆様に、2021年度における主なサステナビリティの取り組みを報告すること」を目的としています。

3.1 グループサステナビリティ報告の全体像

東京海上グループのサステナビリティ報告の全体像やサステナビリティコミュニケーションツールについてご覧いただけます。

グループサステナビリティ報告について

東京海上グループでは、2000年から「環境報告書」の発行を開始しました。2004年10月に東京海上と日動火災の合併により東京海上日動が誕生したのをきっかけに、2005年からは東京海上グループのサステナビリティ活動をまとめた「CSR報告書」を発行しています。2012年からはタイトルを「サステナビリティレポート」に改め、紙資源の節約や利便性向上の観点から冊子版を廃止、WEB版とPDF版を発行しています。

また、2015年にはホームページを「東京海上ホールディングス公式サイト(サステナビリティページ)」に刷新し、スマートフォンやタブレット等へのマルチデバイス対応を行うなど、よりわかりやすくタイムリーにサステナビリティ情報をお伝えしてします。

東京海上グループは、安心・安全で持続可能な未来に向けて、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーション充実に取り組んでいます。そのためには、東京海上グループのサステナビリティを多くの皆様に知っていただき、連携・協働していくことが大切であると考えています。よってサステナビリティ報告を当グループ経営上必要不可欠なものとして捉え、情報を開示しています。

グループの主なサステナビリティコミュニケーションツール

| ツール | 内容 | 主な読者 | 発行時期(予定) | PDF版 | 冊子版 |
|--------------|--|--------|----------|------|-----|
| サステナビリティレポート | グループのサステナビリティへの考え方や戦略をデータを交えて詳細にお伝えします。 | 全ての皆様 | 日本語：9月 | ● | |
| | | | 英語：11月 | ● | |
| 統合レポート | グループの財務情報とサステナビリティ・非財務情報の関連性を企業の中長期的な価値創造の取り組みを紹介しながら、簡潔にお伝えします。 | 投資家の皆様 | 日本語：8月 | ● | ● |
| | | | 英語：9月 | ● | ● |

3.2 サステナビリティデータ集

東京海上グループの主なサステナビリティデータを掲載しています。

◎算定期間・算定範囲

- 算定期間: 2021年度(2021年4月1日~2022年3月31日)
- 算定範囲: 東京海上ホールディングスと主要子会社

[☞ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲\(PDF/542KB\)](#) 

◎コーポレートガバナンス

詳細は「コーポレート・ガバナンス報告書」をご覧ください。

[☞ コーポレートガバナンス「コーポレート・ガバナンス報告書」](#)

[株主・投資家との対話](#) >>

◎内部統制

[☞ 内部統制](#)

◎お客様視点にたった品質向上

[お客様の視点にたった品質向上](#) >>

◎東京海上グループのサステナビリティ取り組み実績

[8つの重点領域\(マテリアリティ\)における取り組みの進捗状況](#) >>

◎環境

■ エネルギー起源のCO₂排出量、CO₂削減・固定量(東京海上ホールディングスと主要子会社)

[CO₂排出量削減目標]

- 長期目標(2030年度): ▲60%(2015年度実績対比)
- 2022年度目標: 前年度比▲1%

[CO₂排出量]

2015年度よりScope 3の「カテゴリ1 購入した製品・サービス」「カテゴリ3 Scope1、2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動」「カテゴリ5 事業から出る廃棄物」の算定を開始し、CO₂排出量の算定範囲を拡大しました。2021年度のCO₂排出量(Scope 1+2+3)は、環境負荷削減の取り組みが奏功し

たことにより「年初目標88,995トン(前年度比▲1%)」に対して83,483トン(国内:55,633トン、海外:27,850トン)(前年比▲7.13%)となり、目標を達成しました。

[データカバー率]

東京海上ホールディングスと主要子会社の100%(従業員ベース)を算出しています。
(Scope 3の「カテゴリ5 事業から出る廃棄物」と「カテゴリ6 出張」は除く)

| | | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--|--|--------------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| CO ₂ 排出量 | | 111,172トン | 89,894トン | 83,483トン☑ |
| 内 訳 | 国 内 ^{*1} | 73,470トン | 64,548トン | 55,633トン☑ |
| | 海 外 ^{*2} | 37,701トン | 25,345トン | 27,850トン☑ |
| Scope 1 | 直接排出(ガス、重油、ガソリン等) | 17,478トン | 13,163トン | 13,022トン☑ |
| | 国内 8,860トン 海外 8,618トン | 国内 7,150トン 海外 6,013トン | 国内 7,079トン☑ 海外 5,942トン☑ | |
| Scope 2 | 間接排出(電気、冷温水等) | 62,100トン | 53,977トン | 47,435トン☑ ^{*3} |
| | 国内 42,433トン 海外 19,668トン | 国内 39,732トン 海外 14,245トン | 国内 31,603トン☑ 海外 15,832トン☑ | |
| Scope 3 | 合計 | 31,594トン | 22,754トン | 23,026トン☑ |
| | 国内 22,178トン 海外 9,416トン | 国内 17,666トン 海外 5,088トン | 国内 16,950トン☑ 海外 6,075トン☑ | |
| | カテゴリ1 購入した製品・サービス(紙使用) | 13,184トン | 11,172トン | 10,349トン☑ |
| | 国内 11,491トン 海外 1,693トン | 国内 9,958トン 海外 1,214トン | 国内 9,365トン☑ 海外 985トン☑ | |
| | カテゴリ3 Scope 1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動(電力、蒸気・冷熱等使用) | 9,670トン | 8,638トン | 10,875トン☑ |
| 国内 6,530トン 海外 3,140トン | 国内 6,385トン 海外 2,253トン | 国内 6,195トン☑ 海外 4,679トン☑ | | |
| カテゴリ5 事業から出る廃棄物(廃棄物排出量) | 1,101トン | 1,045トン | 1,038トン☑ | |
| カテゴリ6 出張 (ビジネストラベル(航空機)) | 7,639トン | 1,900トン | 764トン☑ | |
| 国内 3,056トン 海外 4,583トン (カバー率100%) | 国内 2,797トン 海外 1,621トン (カバー率100%) | 国内 353トン☑ 海外 411トン☑ (カバー率100%) | | |
| 従業員1名あたりCO ₂ 排出量 | 2.70トン | 2.08トン | 1.94トン | |
| 従業員数(連結決算ベース) | 41,101名 | 43,260名 | 43,048名 | |
| CO ₂ 削減量(マングローブ植林によるCO ₂ 固定量は含まれていません) | 3,617トン | 3,531トン | 3トン☑ | |
| マングローブ植林によるCO ₂ 固定量 | 130,000トン | 120,000トン | 130,000トン | |

データ算定方法 (☑項目)

[☞ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) [1. 算定方法 エネルギー起源のCO₂排出量、CO₂削減量]

データ算定範囲 (☑項目)

※1 [☞ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) [2. 算定範囲 東京海上ホールディングス株式会社と主要子会社(2022年3月31日現在)、
本社の所在(国内・海外)列が国内の会社]※2 [☞ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) [2. 算定範囲 東京海上ホールディングス株式会社と主要子会社(2022年3月31日現在)、
本社の所在(国内・海外)列が海外の会社]※3 グリーン電力購入等によるCO₂削減効果8,597トンを反映しています。

■環境負荷データ (東京海上ホールディングスと主要子会社)

| | 単位 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 電力使用量 | 千kWh (GJ) | 134,685 (484,866) | 118,313 (425,928) | 119,473 ☑ (430,104) |
| ガス使用量 | 千m ³ (GJ) | 1,488 (64,880) | 1,342 (58,653) | 1,215 ☑ (53,115) |
| 蒸気・冷熱等使用量 | GJ | 14,765 | 17,337 | 83,128 ☑ |
| ガソリン使用量 | kℓ (GJ) | 5,949 (205,858) | 3,766 (130,319) | 3,905 ☑ (135,097) |
| 重油使用量 | ℓ (GJ) | 35,683 (1,395) | 23,832 (931) | 29,657 ☑ (1,160) |
| ビジネストラベル (航空機) | 千km | 81,263 | 18,092 | 7,100 ☑ |
| 紙使用量 | t | 7,204 | 6,105 | 5,655 ☑ |
| 再生可能エネルギー (電力) 使用量 | 千kWh | — | — | 21,068 ☑ |

データ算定方法 (☑項目)

[☞ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) 

[1. 算定方法 環境負荷データ]

データ算定範囲 (☑項目)

[☞ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) 

[2. 算定範囲 東京海上ホールディングス株式会社と主要子会社(2022年3月31日現在)の各社]

■ エネルギー起源のCO₂排出量(東京海上日動)

[CO₂ 排出量削減目標]

- ・ 長期目標(2050年度): ▲60%(2006年度実績対比)
- ・ 2022年度目標: 前年度比▲1%

[CO₂ 排出量]

東京海上日動の2021年度のCO₂排出量(Scope 1+2+3)は、省エネ取り組みによる電気使用量削減を主因として、「年初目標: 49,345トン(前年度比▲1%)」に対して41,779トン(前年度比▲16.2%)となり、目標を達成しました。

[データカバー率]

東京海上日動の100.0%(従業員ベース)を算出しています。

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--|----------|----------|-----------|
| CO ₂ 排出量 | 56,844トン | 49,843トン | 41,779トン☑ |
| Scope 1 直接排出(ガス、重油、ガソリン等) | 6,427トン | 4,991トン | 5,068トン☑ |
| Scope 2 間接排出(電気、冷温水等) | 32,772トン | 30,353トン | 23,140トン☑ |
| Scope 3 | | | |
| 合計 | 17,646トン | 14,499トン | 13,571トン☑ |
| カテゴリ 1 購入した製品・サービス(紙使用) | 9,904トン | 8,601トン | 7,700トン☑ |
| カテゴリ 3 Scope 1、2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動(電力、蒸気・冷熱等使用) | 5,064トン | 4,957トン | 4,794トン☑ |
| カテゴリ 5 事業から出る廃棄物(廃棄物排出量) | 965トン | 783トン | 848トン☑ |
| カテゴリ 6 出張 (ビジネストラベル(航空機)) | 1,713トン | 158トン | 229トン☑ |
| 従業員 1名あたりCO ₂ 排出量 | 3.31トン | 2.88トン | 2.42トン |
| 従業員数 | 17,146名 | 17,253名 | 17,098名 |

データ算定方法 (☑項目)

[主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) 

[1. 算定方法 エネルギー起源のCO₂ 排出量]

データ算定範囲 (☑項目)

東京海上日動火災保険株式会社

■ 環境負荷データ(東京海上日動)

| | 単位 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 電力使用量 | 千kWh (GJ) | 67,489 (242,960) | 65,580 (236,088) | 62,118 ☑ (223,626) |
| ガス使用量 | 千m ³ (GJ) | 667 (29,618) | 654 (29,177) | 658 ☑ (29,288) |
| 蒸気・冷熱等使用量 | GJ | 14,060 | 14,771 | 17,000 ☑ |
| ガソリン使用量 | kℓ (GJ) | 2,067 (71,535) | 1,464 (50,662) | 1,504 ☑ (52,046) |
| 重油使用量 | ℓ (GJ) | 23,653 (924) | 22,949 (897) | 16,958 ☑ (663) |
| ビジネストラベル (航空機) | 千km | 16,667 | 1,366 | 1,980 ☑ |
| 水道使用量 | 千m ³ | 302 | 215 | 207 ☑ |
| 紙使用量 | t | 5,412 | 4,700 | 4,208 ☑ |
| 廃棄物排出量 | t | 3,585 | 2,895 | 2,995 ☑ |
| リサイクル率 | % | 51.6 | 56.6 | 55.7 ☑ |

データ算定方法 (☑項目)

[主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) 

[1. 算定方法 環境負荷データ]

データ算定範囲 (☑項目)

東京海上日動火災保険株式会社

◎人権・労働

■データカバー率

東京海上ホールディングスと主要子会社(従業員ベース)を100%として算出しています。

<東京海上ホールディングスと国内主要子会社>

東京海上ホールディングスと主要子会社の58.4%(従業員ベース)を算出しています。

<東京海上日動>

東京海上ホールディングスと主要子会社の39.7%(従業員ベース)を算出しています。

■基礎データ

[従業員数(東京海上ホールディングスと主要子会社)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------------------------|--|--|--|
| 従業員数(連結決算ベース) | 41,101名 | 43,260名 | 43,048名 |
| 東京海上ホールディングスと 国内主要子会社 | 男性:12,695名 女性:12,638名 全体:25,333名 | 男性:12,674名 女性:12,797名 全体:25,471名 | 男性:12,421名☑ 女性:12,701名☑ 全体:25,122名☑ |
| 東京海上ホールディングスの 海外主要子会社 | アジア:4,159名 北中米:10,996名 欧州:734名 全体:15,889名 | アジア:4,870名 北中米:12,262名 欧州:777名 全体:17,909名 | アジア:4,768名 北中米:12,473名 欧州:787名 全体:18,028名 |

データ算定方法(☑項目)

[☑ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲\(PDF/542KB\)](#)

[1.算定方法 人権・労働(基礎データ)、多様な人材の活用]

データ算定範囲(☑項目)

[☑ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲\(PDF/542KB\)](#)

[2.算定範囲 東京海上ホールディングス株式会社と主要子会社(2022年3月31日現在)、
本社の所在(国内・海外)列が国内の会社]

[従業員基本データ(東京海上日動)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 平均年齢 | 男性:47歳 女性:37歳 全体:42歳 | 男性:47歳 女性:37歳 全体:42歳 | 男性:47歳 女性:38歳 全体:42.1歳 |
| 平均勤続年数 | 男性:12年 女性:12年 全体:12年 | 男性:12年 女性:12年 全体:12年 | 男性:13年 女性:12年 全体:12.4年 |
| 平均年間給与 | 約757万円 | 約773万円 | 約830万円 |
| 離職率* | 2.1% | 2.0% | 2.7% |

※離職率は、定年退職者等を除く自己都合退職者をもとに算出

[新規採用数(東京海上日動)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------------------------------|---|---|--------|
| 男性:183名 女性:395名 全体:578名 | 男性:(新卒)206名(中途)34名 女性:(新卒)418名(中途)8名 全体:(新卒)624名(中途)42名 | 男性:(新卒)195名(中途)38名 女性:(新卒)408名(中途)6名 全体:(新卒)603名(中途)44名 | |

◎公正な人事制度・運用

[「社員意識調査」実施結果(東京海上日動)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|------|----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 回答者数 | 15,851名 (回答率89%) | 16,126名 (回答率91.6%) | 16,541名 (回答率93.1%) |
| 満足度 | 男性:88% 女性:80% 全体:83% | 男性:95.2% 女性:92.0% 全体:93.4% | 男性:95.1% 女性:91.7% 全体:93.2% |

[労働組合加入率(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 100% | 100% | 100% | |

◎人材育成

[従業員研修(東京海上日動)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------------|----------------|--------------|--------------|
| 総研修時間 | 314,659時間 | 226,503時間 | 313,721時間 |
| 1名あたり平均研修時間 | 21.00時間 | 15.29時間 | 21.04時間 |
| 総研修費用 | 1,107,696,463円 | 737,803,807円 | 870,346,000円 |
| 1名あたり平均研修費用 | 75,159円 | 49,804円 | 58,362円 |

[JOBリクエスト<社内公募>制度(国内主要子会社)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
| 応募者449名 実現者227名 | 応募者433名 実現者224名 | 応募者612名 実現者241名 | |

※実現時期は応募の翌年度となる
※2020年度以前のデータは、東京海上日動のみ

◎多様な人材の活用

[役員数・管理職数(東京海上ホールディングスと主要子会社)]

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
| 役員 (含む執行役員) | 男性:209名 女性:13名 全体:222名 | 男性:204名 女性:13名 全体:217名 | 男性:296名☑ 女性:52名☑ 全体:348名☑ |
| 部長職 | 男性:796名 女性:36名 全体:832名 | 男性:804名 女性:37名 全体:841名 | 男性:1,078名☑ 女性:191名☑ 全体:1,269名☑ |
| 課長職 | 男性:2,558名 女性:349名 全体:2,907名 | 男性:2,518名 女性:361名 全体:2,879名 | 男性:3,911名☑ 女性:1,322名☑ 全体:5,233名☑ |
| 管理職(部長職+課長職)計 | 男性:3,354名 女性:385名 全体:3,739名 | 男性:3,322名 女性:398名 全体:3,720名 | 男性:4,989名☑ 女性:1,513名☑ 全体:6,502名☑ |
| (課長代理職) ※東京海上日動のみ | 男性:1,638名 女性:492名 全体:2,130名 | 男性:1,605名 女性:619名 全体:2,224名 | 男性:1,536名 女性:739名 全体:2,275名 |

※2020年度以前のデータは、東京海上ホールディングスと国内主要子会社のみ

データ算定方法 (☑項目)

[☑ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲\(PDF/542KB\)](#)

[1. 算定方法 人権・労働(基礎データ)、多様な人材の活用]

データ算定範囲 (☑項目)

[☑ 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲\(PDF/542KB\)](#)

[2. 算定範囲 東京海上ホールディングス株式会社と主要子会社(2022年3月31日現在)]の各社

[女性役員数(東京海上日動 2022年3月31日現在)]

| 役員 | 比率 |
|----|-------|
| 7名 | 11.5% |

【高齢者継続雇用制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 773名 | 831名 | 925名 |

【障がい者雇用率】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 2.39% | 2.35% | 2.39% |

※算定範囲:グループ適用会社(東京海上ホールディングス・東京海上日動・東京海上ビジネスサポート・東京海上日動キャリアサービス・東京海上日動ベターライフサービスの5社)

◎働き方の改革

【退職再雇用制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 21名 | 6名 | 5名 |

【出産休暇制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 721名 | 603名 | 756名 |

【育児休暇制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 男性:102名 女性:1,259名 全体:1,361名 | 男性:123名 女性:1,271名 全体:1,394名 | 男性:464名 女性:1,842名 全体:2,306名 |

【短時間勤務制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 1,369名 | 1,481名 | 1,515名 |

【復職支援制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 1,265名 | 1,210名 | 1,357名 |

【育児休業復職率(東京海上ホールディングスと主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------------|---------------------|----------------------|
| 男性:100% 女性:89.1% | 男性:100% 女性:77.7% | 男性:99.3% 女性:94.8% |

【育児休業復職者1年後定着率(東京海上ホールディングスと主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------------|---------------------|----------------------|
| 男性:100% 女性:94.3% | 男性:100% 女性:76.5% | 男性:95.4% 女性:90.0% |

※2020年度以前のデータは、東京海上ホールディングスと国内主要子会社のみ

【配偶者出産休暇制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 30名 | 17名 | 33名 |

【介護休暇制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 31名 | 53名 | 191名 |

【介護休業制度(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 20名 | 7名 | 6名 |

【年間平均総実労働時間(東京海上日動)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------|---------|---------|
| 1,925時間 | 1,987時間 | 1,978時間 |

【月間平均残業時間(東京海上日動)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------|---------|---------|
| 20.28時間 | 22.63時間 | 23.11時間 |

※法内残業時間を含む

【平均有給休暇取得日数(東京海上日動)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 16.9日 | 15.8日 | 16.6日 |

◎健康経営・労働安全衛生

【健康診断受診率(東京海上日動)】

| 指 標 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 目 標 |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 健康診断受診率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 健診後精密検査受診率 | 88.5% | 86.4% | 87.2% | 92.5% | 90.0% |
| 子宮がん検診受診率 | 62.8% | 66.0% | 60.5% | 62.8% | 68.0% |
| 乳がん検診受診率 | 78.2% | 81.1% | 74.6% | 77.8% | 82.2% |
| 前立腺がん検診受診率 | 75.3% | 76.0% | 73.1% | 75.6% | — |

【特定保健指導実施率(東京海上日動)】

| 指 標 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 目 標 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 特定保健指導実施率 | 59.8% | 57.3% | 52.4% | 60.0% | 60.0%以上 |

【健康意識(東京海上日動)】

| 指 標 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 目 標 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 健康リテラシーの状況 ^{※1} | 4.13 | ※2 | 4.10 | 4.08 | 4.13 |
| 主観的健康感 ^{※1} | — | — | — | 3.47 | 3.50 |

※1 社員アンケートによる回答(最大5.0) ※2 システム変更のため未実施

【健康増進施策の参加状況(東京海上日動)】

| 指 標 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 目 標 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 健康増進月間・ 健康チャレンジ参加人数 | 7,478名 | 7,060名 | 8,101名 | 7,997名 | 8,130名 |

【従業員の健康状況(東京海上日動)】

| 指 標 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 目 標 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 定期健診有所見率 | 50.5% | 51.8% | 54.0% | 54.0% | 50.0%未満 |
| 適正体重維持者率(BMI) | 68.4% | 68.3% | 67.8% | 67.8% | 70.0%以上 |
| 喫煙率 | 14.5% | 13.7% | 12.7% | 12.3% | 12.2% |
| 運動習慣率 | 18.1% | 18.4% | 19.5% | 20.0% | 20.0%以上 |
| ストレスチェック実施率 | 97.9% | 98.4% | 98.7% | 98.8% | 98.0%以上 |
| 高ストレス者率 | 9.9% | 9.9% | 8.2% | 9.7% | 10.0%未満 |

【独自施策実施状況(東京海上日動)】

| 指 標 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 目 標 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 若年層肥満対策参加者数 | 230名 | 301名 | ※ | 263名 | 270名 |

※新型コロナウイルス感染拡大のため延期

【労災事故(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

業務災害

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|---|
| 106名 | 72名 | 59名 <input checked="" type="checkbox"/> |

通勤災害

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|---|
| 70名 | 63名 | 43名 <input checked="" type="checkbox"/> |

【欠勤率※(東京海上日動)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|---|
| 1.08% | 0.98% | 1.19% <input checked="" type="checkbox"/> |

※欠勤による総喪失日数/総労働日数

データ算定方法 項目[主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) 

「1. 算定方法 労災事故」

データ算定範囲 項目[主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 \(PDF/542KB\)](#) 

「2. 算定範囲 東京海上ホールディングス株式会社と主要子会社(2022年3月31日現在)」、

本社の所在(国内・海外)列が国内の会社

◎人権

【人権啓発研修 受講割合(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 100% | 100% | 100% |

【人権啓発研修 研修時間(東京海上日動)】

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 総研修時間 | 21,622時間 | 21,789時間 | 21,664時間 |
| 1名あたり平均研修時間 | 1時間 | 1時間 | 1時間 |
| 受講割合 | 100% | 100% | 100% |

◎地域・社会貢献

[ボランティア参加率(東京海上ホールディングスと主要子会社)]

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 144.9% | 113.5% | 110.6% |

※ 2020年度以前のデータは、東京海上ホールディングスと国内主要子会社のみ

[ボランティア休暇制度取得者数(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)]

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------|--------|--------|
| 94名 | 9名 | 90名 |

[カテゴリ別社会貢献活動支出額(東京海上ホールディングスおよび国内主要子会社)]

| カテゴリ | 2020年度 | 2021年度 |
|------------|------------------|------------------|
| 慈善寄付 | 約684百万円 (33%) | 約162百万円 (7%) |
| コミュニティへの投資 | 約736百万円 (36%) | 約1,330百万円 (61%) |
| 商業的イニシアティブ | 約640百万円 (31%) | 約689百万円 (32%) |
| 合計 | 約2,060百万円 (100%) | 約2,181百万円 (100%) |

[社会貢献活動支出額(東京海上ホールディングスおよび国内主要子会社)]

| 種 類 | 2020年度 | 2021年度 |
|--------------------|------------------|------------------|
| 寄付金 | 約1,491百万円 (72%) | 約1,556百万円 (71%) |
| 社員による社会貢献活動への参加・派遣 | 0円(0%) | 約3百万円 (0%) |
| 商品や物品による寄付 | 0円(0%) | 約17百万円 (1%) |
| 社会貢献関連管理費 | 約569百万円 (28%) | 約605百万円 (28%) |
| 合計 | 約2,060百万円 (100%) | 約2,181百万円 (100%) |


[寄付金(東京海上ホールディングスと国内主要子会社 会社による寄付、現物給付を含む)]

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 約1,280百万円 うち災害支援 約13百万円 | 約2,062百万円 うち災害支援 約8百万円 | 約2,188百万円 うち災害支援 約5.3百万円 |

※ 社会貢献プログラム諸経費、現物給付、施設開放、社員派遣等を含む









※ 2021年度 社員、代理店による寄付:約6.3百万円

3.3 第三者保証









東京海上ホールディングスは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションをより高めていくことをめざして、EY新日本有限責任監査法人から「東京海上グループ サステナビリティレポート2022」の外部保証を受けました(該当箇所に、第三者保証マークを付しています)。


こうした取り組みを通じて、東京海上グループ サステナビリティ報告の質的向上に努めていきます。なお、東京海上ホールディングスは、2016～2020年度についても同様の第三者保証を受けております。

環境

-  [エネルギー起源のCO₂排出量、CO₂削減量\(東京海上ホールディングスと主要子会社\)](#) 
-  [環境負荷データ\(東京海上ホールディングスと主要子会社\)](#) 
-  [エネルギー起源のCO₂排出量\(東京海上日動\)](#) 
-  [環境負荷データ\(東京海上日動\)](#) 

人権・労働

-  [従業員数\(東京海上ホールディングスと国内主要子会社\)](#) 
-  [役員数・管理職数\(東京海上ホールディングスと主要子会社\)](#) 
-  [欠勤率\(東京海上日動\)](#) 
-  [労災事故\(東京海上ホールディングスと国内主要子会社\)](#) 



Building a better
working world


東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長
小宮 暁 殿

独立した第三者保証報告書

2022年9月30日

EY新日本有限責任監査法人
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

業務責任者 沢味 健司
業務責任者 窪寺 信

当法人は、東京海上ホールディングス株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「サステナビリティレポート2022」(以下、「報告書」という。)に記載されている2021年4月1日から2022年3月31日までを対象とする会社及び主要子会社の主要なサステナビリティデータ(以下、「指標」という。)について限定的保証業務を実施した。保証の対象とし、手続を実施した指標については、報告書の該当箇所にマークを付した。

- 1. 会社の責任**
会社は、日本の環境法令等に準拠した基準(主要なサステナビリティデータの算定方法及算定範囲の算定方法https://www.tokiomarinehd.com/sustainability/pdf/sustainability_indicatorsFY2021.pdf)に従い報告書に記載されている指標を算定する責任を負っている。なお、温室効果ガスの排出量の算定には、排出係数を用いており、当該排出係数の基となる科学的知識が確立されておらず、また、温室効果ガス排出量の算定の過程で使用される測定装置固有の機能上の特質及びパラメータの推定的特質から固有の不確実性の影響下にある。
- 2. 当法人の独立性と品質管理**
当法人は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、「職業会計士に対する倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)」(国際会計士倫理審議会^{*)})に定める独立性を遵守した。また当法人は、「国際品質管理基準第1号(International Standard on Quality Control 1)」(国際監査・保証基準審議会^{**)に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。}
- 3. 当法人の責任**
当法人の責任は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、報告書に記載されている指標に対する限定的保証の結論を表明することにある。当法人は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務(Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Information)」(国際監査・保証基準審議会<sup>**)及び温室効果ガス報告に関しては、「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務(Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements)」(国際監査・保証基準審議会<sup>**)に準拠し、限定的保証業務を実施した。
当法人の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、文書の閲覧、分析の手続、報告書に記載されている指標の基礎となる記録との一致、及び以下を含んでいる。
 - ・ 日本環境法令等に準拠した基準に関する質問及び適切性の評価
 - ・ 報告書に記載されている指標に関する内部統制の整備状況に関する会社及び主要子会社(2社)における質問、資料の閲覧
 - ・ 報告書に記載されている指標に対する会社及び主要子会社(2社)における分析的手続の実施
 - ・ 報告書に記載されている一部指標に対する会社及び主要子会社(2社)における試査による根拠資料との照合、再計算
限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当法人が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。</sup></sup>
- 4. 結論**
当法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、報告書に記載されている指標が日本の環境法令等に準拠した基準に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上

*1 International Ethics Standards Board for Accountants *2 International Auditing and Assurance Standards Board

画像をクリックすると拡大画像を表示できます

3.4 GRIスタンダード対照表

この「サステナビリティレポート2022」は、GRI(Global Reporting Initiative)の「GRIスタンダード」の中核(Core)オプションに準拠して作成されています。

◎マテリアルGRI項目(トピック)の特定

東京海上グループでは「8つの重点領域(マテリアリティ)と4つの重点課題」に関連するGRI項目(トピック)、および「Environmental・Social・Governanceの開示内容」と密接に関連し、GRI報告原則の明瞭性と比較可能性に資すると考えられるGRI項目(トピック)をマテリアルトピックとしています。

| マテリアルGRI項目(トピック) | マテリアリティ(★主要課題) | | | | | | | | 関連するEnvironmental・Social・Governanceの開示内容 |
|---------------------------------------|----------------|----------------|------------------|--------------|--------------------------|-------------|----------------|--------------------|---|
| | ① 気候変動対策の推進★ | ② 災害レジリエンスの向上★ | ③ 健やかで心豊かな生活の支援★ | ④ D&Iの推進・浸透★ | ⑤ デジタルを活用したイノベーションの支援・創出 | ⑥ 自然の豊かさを守る | ⑦ 子どもたちへの教育・啓発 | ⑧ 適時適切かつ透明性の高い情報開示 | |
| 102: 一般開示事項 4. ガバナンス | | | | | | | | | コーポレートガバナンス リスク管理 |
| 201: 経済パフォーマンス | | | | | | | | | 気候変動への対応 気候変動・自然災害リスク研究の推進 防災・減災の推進 |
| 203: 間接的な経済的インパクト | | | | | | | | | 安全・安心な健康・長寿社会づくりへの貢献 |
| 205: 腐敗防止 | | | | | | | | | コンプライアンス・腐敗防止 |
| 206: 反競争的行為 | | | | | | | | | コンプライアンス・腐敗防止 |
| 207: 税 | | | | | | | | | 適正な税務申告等への対応 |
| 301: 原材料 | | | | | | | | | 環境価値の創出 |
| 302: エネルギー | | | | | | | | | 気候変動への対応 |
| 303: 水 | | | | | | | | | 環境価値の創出 |
| 304: 生物多様性 | | | | | | | | | 商品・サービスを通じた地球環境保護 地球環境保護活動の推進 |
| 305: 大気への排出 | | | | | | | | | 気候変動への対応 |
| 306: 廃棄物 | | | | | | | | | 環境価値の創出 |
| 307: 環境コンプライアンス | | | | | | | | | 環境価値の創出 |
| 308: サプライヤーの環境面のアセスメント | | | | | | | | | バリューチェーンでのサステナビリティ |
| 401: 雇用 | | | | | | | | | 多様な人材の育成・活用 |
| 403: 労働安全衛生 | | | | | | | | | 健康経営の推進 |
| 404: 研修と教育 | | | | | | | | | 多様な人材の育成・活用 |
| 405: ダイバーシティと機会均等 | | | | | | | | | ダイバーシティ&インクルージョン |
| 412: 人権アセスメント | | | | | | | | | 人権の尊重 |
| 413: 地域コミュニティ | | | | | | | | | 社会貢献・啓発活動 |
| 414: サプライヤーの社会面のアセスメント | | | | | | | | | バリューチェーンでのサステナビリティ |
| 417: マーケティングとラベリング | | | | | | | | | お客様の視点にたった品質向上 |
| 418: 顧客プライバシー | | | | | | | | | 情報セキュリティ |
| 419: 社会経済面のコンプライアンス | | | | | | | | | コンプライアンス・腐敗防止 |
| クリーンエネルギー開発(トピック) | | | | | | | | | クリーンエネルギー開発促進等による地球温暖化防止 |
| サステナブル投資(トピック) | | | | | | | | | バリューチェーンでのサステナビリティ |
| 災害・事故・マイクロインシュランス(トピック) | | | | | | | | | 安全・安心な健康・長寿社会づくりへの貢献 |
| 「治療」「家計」「長生き」「健康」にわたる総合的な保険サービス(トピック) | | | | | | | | | 安全・安心な健康・長寿社会づくりへの貢献 |

◎ GRI 内容索引 中核 (Core) 準拠

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|---|---------------------------------|--|
| GRI 101 : 基礎 2016 [GRI 101 には開示事項は含まれていません] | | |
| 一般 | | |
| GRI 102 : 一般開示事項 2016 | 1. 組織のプロフィール | |
| | 102-1 組織の名称 | 企業・グループ情報 > 会社概要 |
| | 102-2 活動、ブランド、製品、サービス | 企業・グループ情報 > グループについて |
| | 102-3 本社の所在地 | 企業・グループ情報 > 会社概要 |
| | 102-4 事業所の所在地 | 企業・グループ情報 > グループについて |
| | 102-5 所有形態および法人格 | 株主・投資家情報 > 株式情報 > 株式基本情報 |
| | 102-6 参入市場 | 企業・グループ情報 > グループについて |
| | 102-7 組織の規模 | 企業・グループ情報 > グループについて 株主・投資家情報 > 業績 |
| | 102-8 従業員およびその他の労働者に関する情報 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●人権・労働 > 基礎データ【従業員数(東京海上ホールディングスと主要子会社)】 【雇用契約、雇用の種類、海外の男女別は非開示】 |
| | 102-9 サプライチェーン | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ |
| | 102-10 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化 | 3.6 サステナビリティレポート編集方針 > ●報告の対象範囲 |
| | 102-11 予防原則または予防的アプローチ | 1.9 外部評価・イニシアティブへの参画 2.1.6 気候変動・自然災害リスク研究 2.3.3 リスクベース経営(ERM) |
| | 102-12 外部イニシアティブ | 1.9 外部評価・イニシアティブへの参画 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ > 2.3.7.5 サステナブル投資の調査・研究 |
| 102-13 団体の会員資格 | 1.9 外部評価・イニシアティブへの参画 | |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|-----------------------------|---|---|
| GRI 102 : 一般開示事項 2016 | 2. 戦略 | |
| | 102-14 上級意思決定者の声明 | 1.1 トップメッセージ 1.3 CSUOメッセージ |
| | 3. 倫理と誠実性 | |
| | 102-16 価値観、理念、行動基準・規範 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み |
| | 4. ガバナンス | |
| | 102-18 ガバナンス構造 | 2.3.1 コーポレートガバナンス > 2.3.1.2 コーポレートガバナンス体制 1.4 サステナビリティ推進体制 |
| | 5. ステークホルダーエンゲージメント | |
| | 102-40 ステークホルダー・グループのリスト | 1.8 ステークホルダーエンゲージメント |
| | 102-41 団体交渉協定 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●公正な人事制度・運用 > 労働組合加入率(東京海上ホールディングスと国内主要子会社) |
| | 102-42 ステークホルダーの特定および選定 | 1.8 ステークホルダーエンゲージメント [エンゲージメントするステークホルダーに関しては、反社会勢力を排除し、関連業務の指針・方針等に沿って選定しています。サステナビリティダイアログ出席者はテーマに合わせて最適な人材を選定しています] |
| | 102-43 ステークホルダーエンゲージメントへのアプローチ方法 | 1.8 ステークホルダーエンゲージメント |
| 102-44 提起された重要な項目および懸念 | 1.8 ステークホルダーエンゲージメント > サステナビリティダイアログ > ■過去にいただいた有識者からのご意見と、その後の対応(過去2年分を掲載) | |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|--------------------------------|---------------------------------|--|
| 6. 報告実務 | | |
| GRI 102 : 一般開示事項 2016 | 102-45 連結財務諸表の対象になっている事業体 | 企業・グループ情報 > グループについて |
| | 102-46 報告書の内容および項目の該当範囲の確定 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 102-47 マテリアルな項目のリスト | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 102-48 情報の再記述 | 3.6 サステナビリティレポート編集方針 > ●報告の対象範囲 |
| | 102-49 報告における変更 | 該当なし |
| | 102-50 報告期間 | 3.6 サステナビリティレポート編集方針 > ●報告の対象範囲 |
| | 102-51 前回発行した報告書の日付 | 3.6 サステナビリティレポート編集方針 > ●発行時期 |
| | 102-52 報告サイクル | 3.6 サステナビリティレポート編集方針 > ●発行時期 |
| | 102-53 報告書に関する質問の窓口 | 3.6 サステナビリティレポート編集方針 |
| | 102-54 GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張 | 3.4 GRIスタンダード対照表 |
| | 102-55 GRI内容索引 | 3.4 GRIスタンダード対照表 |
| 102-56 外部保証 | 3.3 第三者保証 | |
| マテリアルな項目 | | |
| 経済パフォーマンス | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 | 1.8 ステークホルダーエンゲージメント |
| | 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.3.1 コーポレートガバナンス 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み |
| GRI 201 : 経済パフォーマンス 2016 | 201-1 創出、分配した直接的経済価値 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●地域・社会貢献 |
| | 201-2 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会 | 2.1.2 気候変動への対応 > 2.1.2.3 TCFD提言に基づく気候関連財務情報開示 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.5 実績報告:環境会計 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|---------------------------------------|----------------------------|--|
| 間接的な経済的インパクト | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-2 マネジメント手法とその要素 | 1.4 サステナビリティ推進体制 |
| | 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進捗状況 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.2 商品・サービスを通じた地球環境保護 2.1.6 気候変動・自然災害リスク研究 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > ●医療・介護 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 203 : 間接的な 経済的インパクト 2016 | 203-1 インフラ投資および支援サービス | 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > ●青少年育成やスポーツ振興 > ■財団を通じた未来世代育成や国際交流、地域スポーツ振興 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > ●医療・介護 |
| | 203-2 著しい間接的な経済的インパクト | 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.4 貧困問題への対応 |
| 腐敗防止 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 | 2.3.1 コーポレートガバナンス > 2.3.1.3 内部統制 |
| | 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度) 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 205 : 腐敗防止 2016 | 205-1 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み 【リスク評価に関する詳細の内容は非開示】 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|-----------------------------------|--|---|
| 反競争的行為 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.3.1 コーポレートガバナンス > 2.3.1.3 内部統制 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度) 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 206 : 反競争的行為 2016 | 206-1 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置 | 該当なし |
| 税金 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.3.1 コーポレートガバナンス > 2.3.1.3 内部統制 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度) 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.7 適正な税務申告等への対応 |
| GRI 207: 税金 2019 マネジメント手法の開示事項 | 207-1 税務へのアプローチ | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.7 適正な税務申告等への対応 > 【東京海上グループ グローバルタックスポリシー】 |
| | 207-2 税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度) 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.7 適正な税務申告等への対応 > 【東京海上グループ グローバルタックスポリシー】 有価証券報告書 > 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 |
| | 207-3 税務に関連するステークホルダーエンゲージメントおよび懸念への対処 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.7 適正な税務申告等への対応 > 【東京海上グループ グローバルタックスポリシー】 |
| GRI 207: 税金 2019 項目別の開示事項 | 207-4 国別の報告 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.7 適正な税務申告等への対応 > 「国・地域別の納税額(2020年度)」 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|---|--|--|
| 原材料 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 301 : 原材料 2016 | 301-1 使用原材料の重量または体積 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●環境 |
| エネルギー | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 302 : エネルギー 2016 | 302-1 組織内のエネルギー消費量 302-2 組織外のエネルギー消費量 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●環境 |
| 水と廃水 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 303 : 水と廃水 2018 マネジメント手法の開示事項 | 303-1 共有資源としての水との相互作用 303-2 排水に関連するインパクトのマネジメント | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制 |
| GRI 303 : 水と廃水 2018 項目別の開示事項 | 303-3 取水 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●環境(環境負荷データ(東京海上日動)) |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|-------------------------------|---|--|
| 生物多様性 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 304 : 生物多様性 2016 | 304-3 生息地の保護・復元 | 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.2 商品・サービスを通じた地球環境保護 > ●「Green Gift」プロジェクト マングローブ植林 > ■マングローブ植林による経済価値と地域社会にもたらした影響 |
| 大気への排出 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 305 : 大気への排出 2016 | 305-1 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1) 305-2 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2) 305-3 その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3) 305-4 温室効果ガス(GHG)排出原単位 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●環境 |
| 廃棄物 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|------------------------------------|--|---|
| GRI 306: 廃棄物 2020 マネジメント手法の開示事項 | 306-1 廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト 306-2 廃棄物関連の著しいインパクトの管理 | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.1 東京海上グループがめざす姿～環境基本方針～ > ■バリューチェーンにおける環境負荷の低減 2.1.2 気候変動への対応 > 2.1.2.4 気候変動対応を実践する取り組み > ●事業活動における環境負荷低減 > ■廃棄物のリサイクル推進 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 |
| | GRI 306: 廃棄物 2020 項目別の開示事項 | 306-3 発生した廃棄物 |
| 環境コンプライアンス | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.1 環境価値の創出 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 307 : 環境コンプライアンス 2016 | 307-1 環境法規制の違反 | 該当なし |
| サプライヤーの環境面のアセスメント | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 308 : サプライヤーの環境面のアセスメント 2016 | 308-1 環境基準により選定した新規サプライヤー | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ 【取引先に対して「東京海上日動グループ取引」における行動指針」により、「法令等・社会規範の遵守」および「環境への配慮」を確認しているが、指標は非開示】 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|--|---|---|
| 雇用 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.2.3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進 2.2.4 人材の育成・活躍推進 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 401 : 雇用 2016 | 401-1 従業員の新規雇用と離職 | 3.2サステナビリティデータ集 > ●人権・労働 |
| | 401-3 育児休暇 | サステナビリティデータ集 > ●働き方の変革 【国内グループ会社のワーク/ライフ・バランス関連制度利用者数を開示】 |
| 労働安全衛生 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.2.5 健康経営の推進 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 403 : 労働安全衛生 2018 マネジメント手法の 開示事項 | 403-1 労働安全衛生マネジメントシステム | 2.2.5 健康経営の推進 > 2.2.5.1 健康経営推進の考え方 > ●健康経営のめざす姿 |
| | 403-2 危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査 403-3 労働衛生サービス | 2.2.5 健康経営の推進 > 2.2.5.1 健康経営推進の考え方 > ●健康経営でめざす姿と健康関連施策とのつながり |
| | 403-4 労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション | 2.2.5 健康経営の推進 > 2.2.5.1 健康経営推進の考え方 > ●推進体制 |
| | 403-5 労働安全衛生に関する労働者研修 403-6 労働者の健康増進 | 2.2.5 健康経営の推進 > 2.2.5.2 健康経営・労働安全衛生の取り組みと外部評価 |
| | 403-7 ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和 | 2.2.5 健康経営の推進 > 2.2.5.3 健康経営を社会に広める取り組み > ●お客様の健康経営支援 |
| GRI 403: 労働安全衛生 2018 項目別の開示事項 | 403-9 労働関連の傷害 | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●健康経営・労働安全衛生 > 【労災事故(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|------------------------------------|--|---|
| 研修と教育 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.2.4 人材の育成・活躍推進 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 404 : 研修と教育 2016 | 404-2 従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム | 2.2.4 人材の育成・活躍推進 3.2 サステナビリティデータ集 > ●人材育成 > 【JOBリクエスト<社内公募>制度(東京海上日動と国内主要子会社)】 |
| ダイバーシティ&機会均等 | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.2.3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 405 : ダイバーシティと 機会均等 2016 | 405-1 ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●多様な人材の活用 > 【役員数・管理職数(東京海上ホールディングスと主要子会社)】 3.2 サステナビリティデータ集 > ●人権・労働 > ■基礎データ |
| 人権アセスメント | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.2.2 人権の尊重 3.5 ISO26000に関する認識 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|-------------------------------|--|---|
| GRI 412 : 人権アセスメント 2016 | 412-1 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所 | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント態勢、および各種取り組み > 特定した人権リスクの軽減対策・救済措置 |
| | 412-2 人権方針や手順に関する従業員研修 | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント態勢、および各種取り組み > ■グループ内での人権尊重、■人権啓発に関するモニタリングプロセス(東京海上日動) |
| | | 3.2 サステナビリティデータ集 > ●人権 > 【人権啓発研修 受講割合(東京海上ホールディングスと国内主要子会社)】 3.2 サステナビリティデータ集 > ●人権 > 【人権啓発研修 研修時間(東京海上日動)】 |
| 地域コミュニティ | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.2 商品・サービスを通じた地球環境保護 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.3 技術革新への対応 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > ●医療・介護 3.5 ISO26000に関する認識 |
| | 413-1 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 | 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.2 商品・サービスを通じた地球環境保護>●[Green Gift]プロジェクト マングローブ植林 > ■マングローブ植林による経済価値と地域社会にもたらした影響 2.1.6 気候変動・自然災害リスク研究 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > ●医療・介護 |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|--|---|---|
| サプライヤーの社会面のアセスメント | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 414 : サプライヤーの社会面 のアセスメント 2016 | 414-1 社会的基準により選定した新規サプライヤー | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ |
| 顧客プライバシー | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 2.2.7 お客様視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) 2.3.5 情報セキュリティ、2.3.6 サイバーセキュリティ 3.5 ISO26000に関する認識 |
| GRI 418 : 顧客プライバシー 2016 | 418-1 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立 | 2.3.5 情報セキュリティ、2.3.6 サイバーセキュリティ 2.2.7 お客様視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) > <2021年度「お客様の声」受付件数> |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 | |
|-------------------------------|--|---|------|
| 社会経済面のコンプライアンス | | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 | |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 1.4 サステナビリティ推進体制 ----- 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント態勢、および各種取り組み > ■相談窓口(ホットライン) ----- 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度) ----- 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み ----- 3.5 ISO26000に関する認識 | |
| | GRI 419 : 社会経済面のコンプライアンス 2016 | 419-1 社会経済分野の法規制違反 | 該当なし |
| | 商品・サービス提供におけるESG促進* | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ > 2.3.7.3 商品・サービス提供によるESG促進の調査・研究、2.3.7.4 商品・サービス提供によるESG促進の取り組み | |
| クリーンエネルギー開発* | | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 | |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.1.3 グリーン・トランスフォーメーションの推進 > 2.1.3.2 クリーンエネルギーの普及促進ソリューションの提供 | |

| GRIスタンダード | 開示事項 | ページ番号 または URL【省略の理由】 |
|---|--|---|
| サステナブル投資* | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ > 2.3.7.5 サステナブル投資の調査・研究、2.3.7.6 サステナブル投資の運用方針・体制、2.3.7.7 サステナブル投資の取り組み事例、2.3.7.8 議決権行使および行使結果の開示 ----- 2.3.8 環境・社会リスクへの対応 |
| 災害対策・交通安全* | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.1.4 自然災害への対応 ----- 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.3 技術革新への対応 |
| 「治療」「家計」「長生き」「健康」にわたる総合的な保険サービス* | | |
| GRI 103 : マネジメント手法 2016 | 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明 | ①東京海上グループのサステナビリティ > 参考 重点領域(マテリアリティ)の特定、及び3.4 GRIスタンダード対照表 > ●マテリアルGRI項目(トピック)の特定 |
| | 103-2 マネジメント手法とその要素 103-3 マネジメント手法の評価 | 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 |

*東京海上グループが特定したマテリアルな項目で、項目別のスタンダードのどれとも関連性がないと考えられるもの

3.5 ISO26000に関する認識

東京海上グループでは、サステナビリティ課題ごとに、それぞれの機能を担っている部門が取り組みの推進を担当しています。ISO26000の中核主題(組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画)を参考にしながら、自社のサステナビリティ課題の重要性評価を行い、改善に取り組んでいます。課題ごとのマネジメント体制に関しては、本レポートの各項に記載しています。

| ISO26000中核主題・課題 | マネジメント要素 | 対応する記載 | |
|---|--------------|---|--|
| 人権 デューデリジェンス・人権に関する 危機的状況・加担の回避・差別及び 社会的弱者 | インパクトに関する考え方 | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.1 人権に対する基本的な考え方 | |
| | マネジメント 手法 | 方針・コミットメント | 東京海上グループサステナビリティ憲章(人権の尊重) 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権に対する基本的な考え方 |
| | | 目標およびターゲット | 2.2.2 人権の尊重 |
| | | 責任と経営資源 | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント 態勢、および各種取り組み |
| | | 苦情処理メカニズム | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント 態勢、および各種取り組み > ■相談窓口(ホットライン) |
| | | 具体的な措置 | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント 態勢、および各種取り組み |
| 労働慣行 雇用及び雇用関係・労働条件及び 社会的保護・社会 対話・労働における 安全衛生・職場 における人材育成 及び訓練 | インパクトに関する考え方 | 2.2.5 健康経営の推進 2.2.3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進、2.2.4 人材 の育成・活躍推進 | |
| | マネジメント 手法 | 方針・コミットメント | 東京海上グループサステナビリティ憲章(人権の尊重) |
| | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進 捗状況 |
| | | 責任と経営資源 | 2.2.3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進、2.2.4 人材 の育成・活躍推進 |
| | | 苦情処理メカニズム | 2.2.4 人材の育成・活躍推進 > 2.2.4.3 社員との対話 > ■ 従業員満足度の向上 |
| | | 具体的な措置 | 2.2.3 ダイバーシティ&インクルージョンの推進、2.2.4 人材 の育成・活躍推進、2.2.5 健康経営の推進 |

| ISO26000中核主題・課題 | マネジメント要素 | 対応する記載 | |
|---------------------------|---------------|--|--|
| 汚染の予防・持続 可能な資源の利用・環境保護 | インパクトに関する考え方 | 2.1.1 環境価値の創出 | |
| | マネジメント 手法 | 方針・コミットメント | 東京海上グループサステナビリティ憲章 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.1 東京海上グループがめざ す姿 ~環境基本方針~ |
| | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進 捗状況 |
| | | 責任と経営資源 | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制 |
| | | 苦情処理メカニズム | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制「みど りのアシスト」 |
| 具体的な措置 | 2.1.1 環境価値の創出 | | |
| 気候変動緩和 及び適応 | インパクトに関する考え方 | 2.1.2 気候変動への対応 | |
| | マネジメント 手法 | 方針・コミットメント | 東京海上グループサステナビリティ憲章 |
| | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進 捗状況 |
| | | 責任と経営資源 | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制 |
| | | 苦情処理メカニズム | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制「みど りのアシスト」 |
| | | 具体的な措置 | 2.1.2 気候変動への対応 2.1.3 グリーン・トランスフォーメーションの推進 > 2.1.3.2 グリーンエネルギーの普及促進ソリューションの提供 |
| 生物多様性及び 自然生息地の回復 | インパクトに関する考え方 | 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.4 生物多様性・湿地保全へ の取り組み > ●東京海上グループにおける生物多様性や湿 地の保全に対する考え方 | |
| | マネジメント 手法 | 方針・コミットメント | 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.4 生物多様性・湿地保全へ の取り組み > ●東京海上グループにおける生物多様性や湿 地の保全に対する考え方 |
| | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進 捗状況 |
| | | 責任と経営資源 | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制 |
| | | 苦情処理メカニズム | 2.1.1 環境価値の創出 > 2.1.1.4 環境経営推進体制 「み どりのアシスト」 |
| | | 具体的な措置 | 2.1.1 環境価値の創出、2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.2 商品・サービスを通じた地球環境保護 |

| ISO26000中核主題・課題 | | マネジメント要素 | 対応する記載 | |
|-----------------|-----------------------------|----------------------|---|---|
| 公正な事業慣行 | 汚職防止・責任ある政治的関与・公正な競争・財産権の尊重 | インパクトに関する考え方 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み | |
| | | マネジメント手法 | 方針・コミットメント | ☑ 東京海上グループサステナビリティ憲章 ☑ 東京海上グループコンプライアンス行動規範 |
| | | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進捗状況 |
| | | | 責任と経営資源 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.1 コンプライアンス態勢 |
| | | | 苦情処理メカニズム | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.3 ホットライン制度(内部通報制度) |
| | | | 具体的な措置 | 2.3.2 コンプライアンス > 2.3.2.4 腐敗防止の取り組み |
| | バリューチェーンにおける社会的責任の推進 | インパクトに関する考え方 | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ | |
| | | マネジメント手法 | 方針・コミットメント | ☑ 東京海上グループサステナビリティ憲章(人権の尊重) |
| | | | 目標およびターゲット | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ > 2.3.7.1 サプライチェーンマネジメント > 東京海上グループ「取引における行動指針」 |
| | | | 責任と経営資源 | 1.4 サステナビリティ推進体制 |
| | | | 苦情処理メカニズム | 2.2.2 人権の尊重 > 2.2.2.2 人権尊重にかかるマネジメント態勢、および各種取り組み > ■相談窓口(ホットライン) 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) |
| | | | 具体的な措置 | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ |
| 消費者課題 | インパクトに関する考え方 | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 | | |
| | マネジメント手法 | 方針・コミットメント | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.1 品質向上の基本的な考え方 | |
| | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進捗状況 | |
| | | 責任と経営資源 | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 | |
| | | | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) | |
| | | | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.5 運営方針の浸透に向けた取り組み(運営方針④対応) | |
| | | 苦情処理メカニズム | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) | |
| | | 具体的な措置 | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 | |

| ISO26000中核主題・課題 | | マネジメント要素 | 対応する記載 | |
|---------------------------|------------------|---------------------|--|---|
| 消費者課題 | 消費者データ保護及びプライバシー | インパクトに関する考え方 | 2.3.5 情報セキュリティ、2.3.6 サイバーセキュリティ | |
| | | マネジメント手法 | 方針・コミットメント | 2.3.5 情報セキュリティ > プライバシーポリシー |
| | | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進捗状況 |
| | | | 責任と経営資源 | 2.3.5 情報セキュリティ、2.3.6 サイバーセキュリティ |
| | | | 苦情処理メカニズム | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) |
| | | | 具体的な措置 | 2.3.5 情報セキュリティ、2.3.6 サイバーセキュリティ |
| | 持続可能な消費 | インパクトに関する考え方 | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ > 2.3.7.4 商品・サービス提供によるESG促進の取り組み > ■持続可能な消費のマネジメント体制 | |
| | | マネジメント手法 | 方針・コミットメント | ☑ 東京海上グループサステナビリティ憲章 |
| | | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進捗状況 |
| | | | 責任と経営資源 | 2.3.7 バリューチェーンでのサステナビリティ > 2.3.7.4 商品・サービス提供によるESG促進の取り組み > ■持続可能な消費のマネジメント体制 |
| | | | 苦情処理メカニズム | 2.2.7 お客様の視点にたった品質向上 > 2.2.7.2 お客様の声への対応(運営方針①対応) |
| | | | 具体的な措置 | 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.4 貧困問題への対応 |
| コミュニティへの参画及び コミュニティの発展 | インパクトに関する考え方 | 1.2 サステナビリティ戦略の位置づけ | | |
| | マネジメント手法 | 方針・コミットメント | ☑ 東京海上グループサステナビリティ憲章 | |
| | | 目標およびターゲット | 1.6 8つの重点領域(マテリアリティ)における取り組みの進捗状況 | |
| | | 責任と経営資源 | 1.4 サステナビリティ推進体制 | |
| | | 苦情処理メカニズム | 1.8 ステークホルダーエンゲージメント | |
| | | 具体的な措置 | 2.1.5 地球環境の保護 > 2.1.5.5 地球環境保護に向けた社会貢献・啓発活動への参画 | |
| | | | 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > ●青少年育成やスポーツ振興 2.2.6 安心・安全な社会づくりへの貢献 > 2.2.6.6 社会貢献・啓発活動 > すべての人々の社会的、経済的な包含 | |

3.6 サステナビリティレポート編集方針

「東京海上グループ サステナビリティレポート2022」は、グループの2021年度の主なサステナビリティへの取り組みについて、すべてのステークホルダーの皆様にご報告することを目的としています。

「東京海上グループ サステナビリティレポート2022」は、サステナビリティの考え方や戦略のほか、8つの重点領域(マテリアリティ)と4つの主要課題の取り組みを中心に、データとともにくわしくご報告しています。

その他、投資家の皆様向けには「統合レポート2022」を発行しています。

[🔗 「統合レポート2022」](#)

● 参考にしたガイドライン

- GRI(Global Reporting Initiative)サステナビリティ・レポーティング・スタンダード
- ISO26000(社会的責任に関する手引き)
- 国連グローバル・コンパクト「コミュニケーション・オン・プログレス(COPs)に関するガイドライン」

● 報告の対象範囲

● 対象組織

原則として、東京海上ホールディングスおよび国内・海外の主要なグループ会社^{*}を対象としています。

^{*}東京海上日動、日新火災、東京海上日動あんしん生命、東京海上アセットマネジメント 等

● 報告期間

2021年度(2021年4月~2022年3月)の活動内容を中心にご報告していますが、より正確な情報をお伝えするため、一部についてはそれ以外の期間の活動についてもご報告しています。

● 報告期間中の主な変更

なし

● 発行時期

- 前回: 2021年12月
- 今回: 2022年9月
- 次回: 2023年9月(予定)

サステナビリティレポートについてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

東京海上ホールディングス株式会社 経営企画部サステナビリティ室

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー

Tel. 03-6704-4549

e-mail / CSR@tokiomarinehd.com



TOKIOMARINE

東京海上ホールディングス株式会社

東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー 〒100-0004
Tel.03-6704-7700(代表)